

令和6年白老町議会定例会3月会議会議録（第1号）

令和6年3月7日（木曜日）

開 議 午前10時00分

散 会 午後 1時49分

○議事日程 第1号

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会運営委員長報告
- 第 3 諸般の報告について
- 第 4 行政報告について
- 第 5 令和6年度町政執行方針説明
- 第 6 令和6年度教育行政執行方針説明
- 第 7 議案第 1号 令和5年度白老町一般会計補正予算（第12号）
- 第 8 議案第 2号 令和5年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 第 9 議案第 3号 令和5年度白老町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 第10 議案第 4号 令和5年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計補正予算（第2号）
- 第11 議案第 5号 令和5年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第12 議案第 6号 令和5年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第4号）
- 第13 議案第 7号 令和5年度白老町下水道事業会計補正予算（第2号）
- 第14 報告第 1号 例月出納検査の結果報告について
- 報告第 2号 定期監査（工事監査）の結果報告について
- 報告第 3号 財政的援助団体等の監査の結果報告について
- 第15 議案第16号 第6次白老町総合計画基本計画の変更について
- 議案第19号 白老町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第20号 白老町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第21号 白老町職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第22号 白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第23号 白老町生活館条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第25号 白老町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第26号 白老町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第27号 白老町建築基準法の規定に基づく確認申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第29号 白老町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第 3 1 号 白老町学校給食費条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 2 号 白老町消防手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8 号 令和 6 年度白老町一般会計予算
- 議案第 9 号 令和 6 年度白老町国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第 1 0 号 令和 6 年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 議案第 1 1 号 令和 6 年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算
- 議案第 1 2 号 令和 6 年度白老町介護保険事業特別会計予算
- 議案第 1 3 号 令和 6 年度白老町水道事業会計予算
- 議案第 1 4 号 令和 6 年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算
- 議案第 1 5 号 令和 6 年度白老町下水道事業会計予算

○会議に付した事件

- 議案第 1 号 令和 5 年度白老町一般会計補正予算（第 1 2 号）
- 議案第 2 号 令和 5 年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 3 号 令和 5 年度白老町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 4 号 令和 5 年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 5 号 令和 5 年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 6 号 令和 5 年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 7 号 令和 5 年度白老町下水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 報告第 1 号 例月出納検査の結果報告について
- 報告第 2 号 定期監査（工事監査）の結果報告について
- 報告第 3 号 財政的援助団体等の監査の結果報告について
- 議案第 1 6 号 第 6 次白老町総合計画基本計画の変更について
- 議案第 1 9 号 白老町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 0 号 白老町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 1 号 白老町職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 2 号 白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 3 号 白老町生活館条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 5 号 白老町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 6 号 白老町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 7 号 白老町建築基準法の規定に基づく確認申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 9 号 白老町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 1 号 白老町学校給食費条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 2 号 白老町消防手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8 号 令和 6 年度白老町一般会計予算

- 議案第 9号 令和6年度白老町国民健康保険事業特別会計予算
議案第10号 令和6年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算
議案第11号 令和6年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算
議案第12号 令和6年度白老町介護保険事業特別会計予算
議案第13号 令和6年度白老町水道事業会計予算
議案第14号 令和6年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算
議案第15号 令和6年度白老町下水道事業会計予算
-

○出席議員（14名）

- | | |
|-----------|------------|
| 1番 水口光盛君 | 2番 田上治彦君 |
| 3番 氏家裕治君 | 4番 長谷川かおり君 |
| 5番 西田祐子君 | 6番 前田弘幹君 |
| 7番 森山秀晃君 | 8番 佐藤雄大君 |
| 9番 貳又聖規君 | 10番 前田博之君 |
| 11番 森哲也君 | 12番 飛島宣親君 |
| 13番 広地紀彰君 | 14番 小西秀延君 |
-

○欠席議員（なし）

○会議録署名議員

- | | |
|-----------|-----------|
| 12番 飛島宣親君 | 13番 広地紀彰君 |
| 1番 水口光盛君 | |
-

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

- | | |
|---------|-------|
| 町長 | 大塩英男君 |
| 副町長 | 大黒克己君 |
| 教育長 | 安藤尚志君 |
| 総務課長 | 高尾利弘君 |
| 企画財政課長 | 増田宏仁君 |
| 政策推進課長 | 富川英孝君 |
| 税務課長 | 本間弘樹君 |
| 町民課長 | 久保雅計君 |
| 健康福祉課長 | 渡邊博子君 |
| 子育て支援課長 | 齋藤大輔君 |
| 高齢者介護課長 | 山本康正君 |
| 生活環境課長 | 三上裕志君 |
| 経済振興課長 | 工藤智寿君 |

農林水産課長	菊池拓二君
建設課長	瀬賀重史君
学校教育課長	鈴木徳子君
生涯学習課長	伊藤信幸君
消防長	後藤悟君
消防予防課長	本間等君
病院事務長	村上弘光君
代表監査委員	野本裕二君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長	本間力君
主幹	小山内恵君

◎開議の宣告

○議長（小西秀延君） 本日3月7日は休会の日ですが、議事の都合により、特に定例会3月会議を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（小西秀延君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により、議長において、12番、飛島宣親議員、13番、広地紀彰議員、1番、水口光盛議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

◎議会運営委員長報告

○議長（小西秀延君） 日程第2、議会運営委員長報告をいたします。

議会運営委員会委員長から、2月21日、27日及び本日の会議前に開催した議会運営委員会での本会議の運営における協議の経過と結果について報告の申出がありましたので、これを許可します。

議会運営委員会佐藤雄大委員長。

〔議会運営委員会委員長 佐藤雄大君登壇〕

○議会運営委員会委員長（佐藤雄大君） 議長の許可をいただきましたので、2月21日、2月27日、及び本日の会議前に開催した議会運営委員会の経過と結果について、ご報告いたします。

本委員会での協議事項は、令和6年定例会3月会議の運営の件であります。

まず、2月20日・21日の2日間、議案説明会を開催し、3月会議に提案される議案の概要の説明を受けた後、その取扱いについて協議を行いました。

定例会3月会議に付議され提案されている案件は、町長の提案に係るものとして、令和5年度各会計補正予算7件、令和6年度各会計予算8件、計画の変更1件、条例の一部改正16件、町道路線の認定・廃止2件、合わせて議案34件であります。

また、本日の会議前に副町長から議案の差し替えについての説明があり、申出のとおり取り扱うことといたしました。

議会関係としては、例月出納検査等の報告、選挙、議員の派遣承認、意見書案、及び委員会報告等が予定されております。

その取扱いの協議結果は、会議規則第31条の規定に基づき、一括して議題とする事件は、議案第8号から第15号までの令和6年度各会計予算の8議案と、この新年度予算に関連する議案第16号及び議案第19号から第23号、議案第25号から第27号並びに議案第29号、議案第31号、議案第32号の12議案、合わせて20議案を一括とし、また、監査に関する報告第1号から第3号の3議案を一括とするものであります。

次に、議会関係の議案であります。

代表及び一般質問は、2月26日・午後3時に通告を締め切り、代表質問4会派4人から6項目の通告、一般質問は9人から17項目の通告を受けております。

このことから、代表質問は、通告どおりに、日程は3月8日の1日間を予定しており、一般質問は、通告どおりに行い、日程は3月11日から13日の3日間を予定しております。

次に、令和6年度各会計予算と関連議案の20議案は、議会運営基準の規定により、議長を除く全議員による予算等審査特別委員会を設置し、3月14日から15日及び18日の3日間、休会中の審査とすることに決定いたしました。

以上のことから、定例会3月会議の期間については、代表質問及び予算等審査特別委員会の審査期間を考慮して、本日から3月19日までの13日間としたところであります。

最後に、定例会3月会議は、新年度予算の審議等もありますので、議会運営に特段のご協力をいただきますよう、お願い申し上げます、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（小西秀延君） 議会運営委員長の報告がありました。

委員長報告に対し質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これで委員長報告は報告済みといたします。

◎諸般の報告について

○議長（小西秀延君） 日程第3、議長からの諸般の報告をいたします。

定例会3月会議の再開は、議案等の審議の関係上おおむね13日間としたところでありますが、全日程につきましては別途お手元に配付のとおりであります。

また、議会休会中における動向につきましても別途お手元に配付のとおりであります。

これで諸般の報告は終わります。

◎行政報告について

○議長（小西秀延君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありましたので、これを許可いたします。

大塩町長。

〔町長 大塩英男君登壇〕

○町長（大塩英男君） 令和6年白老町議会定例会3月会議の再開に当たり、行政報告を申し上げます。

初めに、胆振海岸人工リーフにおける「Jブルークレジット」認証の取得についてであります。本町高砂町から東町沿岸にかけ越波の低減及び海浜の安定化のため設置されている水産協調型人工リーフにおいては、ミツイシコンブ等の海藻類の着生やウニ類、マナマコ等の生息場所となるなど多様性に富んだ生態系が確認され、当該人工リーフにおけるウニ類の漁獲は10年で6倍に増加し、地域収益の拡大や磯焼けの防止など藻場の保全にも成果を上げていることに加え、海域の二酸化炭素吸収量の維持、増加に寄与しており、現時点の試算として40年生の杉

の木約2,500本分超に相当する22.3トンの年間吸収量が見込まれております。この二酸化炭素吸収量に着目し、藻や水草などの海洋生態系が吸収する新たなカーボンクレジットとして2020年に制度が開始された「Jブルークレジット」への認証申請をいぶり中央漁業協同組合、白老町環境町民会議、公益社団法人北海道栽培漁業振興公社と町との4者により、昨年9月に認証機関であるジャパンプルーエコノミー技術研究組合に申請し、このたび2月27日付で認証を取得したところであります。今後は、認証内容のクレジットについてJBEにより購入希望者を公募し、申込者の決定、契約を進めることとなりますが、今年1日付で関係機関4者により協議会を設立し、より緊密な体制の下、取組を展開することとしており、本取組が関係機関の連携による地域資源を活用したカーボンオフセットの代表的な取組として発展していくことを大いに期待するものであります。

次に、北洋銀行の指定代理金融機関の指定取消しについてであります。北洋銀行は、平成10年より本町の公金収納業務を担ってまいりましたが、令和4年度からの窓口手数料の有料化に伴い指定代理金融機関としての窓口業務を取りやめており、その後の口座振替の利用件数も僅少であることから、令和5年度末をもって指定代理金融機関の指定を取り消すことといたしました。

なお、町税の納付については、引き続き一部納付書による窓口納付が可能であるほか、主な公金についてはコンビニ納付や各種キャッシュレス決済も可能なことから、利用者への大きな影響はないものと捉えております。

次に、新型コロナワクチンの全額公費による接種の終了についてであります。新型コロナワクチン接種は、予防接種法上の特例臨時接種に位置づけられ、全額公費負担で実施してきましたが、令和6年3月31日の特例臨時接種が終了することに伴い、初回接種、秋、冬の接種ともに全額公費負担が終了いたします。接種証明書につきましてもコンビニ交付、接種証明アプリでの交付は終了しますが、特例臨時接種期間の接種分までは引き続き健康福祉課窓口での交付を行うものであります。4月1日以降は、予防接種法上のB類疾病として65歳以上の方及び60歳から64歳で心臓、腎臓、呼吸器の機能に障がいがあるなど重症化リスクが高い方については、令和6年の秋を開始として毎年度1回、秋、冬に自治体による定期接種を行うほか、定期接種の対象とならない方につきましては任意接種となるものであります。

なお、本3月会議には議案34件の提案を申し上げますので、よろしくご審議賜りたいと存じます。

○議長（小西秀延君） これで行政報告を終わります。

◎令和6年度町政執行方針説明

○議長（小西秀延君） 日程第5、この際、町長から令和6年度の町政執行方針の発言の申出がありますので、これを許可いたします。

大塩町長。

〔町長 大塩英男君登壇〕

○町長（大塩英男君） 令和6年白老町議会定例会3月会議の再開に当たり、6年度の町政運

営に臨む私の所信と主要施策について申し上げます。

私は、昨年3月に行われた町長選挙におきまして、大変多くの町民の皆様方から温かいご支援・ご信任を賜り、4年間の町政をお預かりさせていただくこととなりました。

町長就任から約1年が経過した今、改めて、新たなまちづくりに対する町民の皆様への期待を強く感じるとともに、全力を傾けてその任を果たさなければと、強く決意するところであります。

さて、国においては、令和5年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2023(骨太方針2023)」において、「時代の転換点」とも言える内外の構造的な課題の克服に向け、大胆な改革を進めることにより新時代にふさわしい経済社会を創造していかなくてはならないとし、「新しい資本主義」の実現に向けた構造的賃上げの実現や人への投資、分厚い中間層の形成に向けた取組、グリーントランスフォーメーション(GX)・デジタルトランスフォーメーション(DX)、スタートアップ推進や新たな産業構造への転換など、官と民が連携した投資の拡大と経済社会改革の実行に向けた基本方針を示しております。

さらに、令和5年12月に閣議決定された「こども未来戦略」においては、若年人口が急激に減少する2030年代までが少子化傾向を反転させるためのラストチャンスと捉え、「若い世代の所得を増やす」、「社会全体の構造・意識を変える」、「全ての子ども・子育て世帯を切れ目なく支援する」の3つを基本理念とし、今後3年間の集中取組期間において、これまでにない規模で切れ目ない子育て支援の充実を図るとともに、共働き・共育を推進していくための総合的な対策を推進していくとされております。

本町としましては、将来にわたり町民の皆様が安全・安心・快適に暮らすことができる持続可能な行財政運営に向け、国の動向や社会情勢の変化に取り残されることのないよう、適時適切に対応していく考えであります。

次に、町政に臨む基本姿勢についてであります。

私は、町長就任以来、町民の皆様、議員の皆様と共に、議論と対話を通じ、私の町政に臨む基本姿勢であります「共感ひろがる 信頼のまちづくり」に傾注してまいりました。

今後もその姿勢を忘れることなく、議論と対話を深め、町民の皆様が幸せを実感できるまちづくりを進めてまいります。

6年度におきましては、町制施行70周年を迎える節目の年であることから、『新たな未来へ「挑戦」と「前進」』をテーマに、白老町のさらなる飛躍に向け、次の3項目を最優先事項として取組を進めてまいります。

1つ目は『人口減少を食い止めるための「挑戦」と「前進」』であります。

昨年12月に国立社会保障・人口問題研究所が公表した令和2年国勢調査を基にした人口推計によりますと、本町の人口は2040年には約1万人まで減少し、15歳未満の年少人口が4.6%、16歳から64歳の生産年齢人口が41.3%、65歳以上の老年人口が54.1%となることが予想されております。

国全体が人口減少局面に突入する中ではありますが、令和4年度の出生数が34人となるなど、本町にとっても非常に厳しい現状となっていることから、安心して子供を産み育てられる環境

の整備や人の流れを呼び込むことで、人口減少のスピードを極力緩やかにとどめるとともに、より活力あふれるまちを目指した取組を進めてまいります。

切れ目ない子育て支援の取組として、子ども医療費助成事業の高校生までの拡大のほか、産婦健診・産後ケア事業の拡充、保護者負担補助事業の主食費への拡大、子どもの遊び場充実支援事業など、町職員による少子化対策プロジェクトチームからも提案のあった事業に取り組むほか、学校給食費無償化事業、大学生等通学費助成事業などを引き続き実施いたします。

また、移住定住の促進や交流人口増による新たな人の流れの構築を目指した取組として、町内事業所に勤務する正規雇用者の奨学金返還を支援する奨学金返還支援事業やインバウンド旅行者の集客を促進するインバウンド観光支援事業、外国語対応も含めた観光パンフレット作成事業、令和2年度にコロナ禍により中止となっていた全国源泉かけ流し温泉サミット開催支援事業に新たにに取り組むほか、移住定住促進事業、広域観光推進事業などを引き続き実施いたします。

2つ目は『町民生活の利便性向上、安全安心の充実に向けた「挑戦」と「前進」』であります。

元日に発生した令和6年能登半島地震は和やかなお正月の雰囲気を一変させ、改めて自然の猛威の恐ろしさを思い起こさせました。

お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈り申し上げるとともに、今なお避難生活を強いられている皆様に、改めましてお見舞いを申し上げます。

本町におきましても、令和3年7月に北海道が発表した日本海溝三陸・日高沖地震を想定した浸水予想によれば、最大で8メートルを超える津波が予想されるなど、地域防災力の強化は喫緊の課題と捉えており、さらなる安全安心の充実に取り組んでまいります。

また、近年、急速に発展している行政サービスにおけるデジタル技術の活用や、脱炭素社会に向けた温室効果ガス抑制への取組など、これまでの社会の在り方が根底から変わろうとしております。

時代の流れに取り残されることがないように、本年を白老町における「デジタル元年」と位置づけ、デジタル技術を活用した住民の利便性向上に努めるとともに、ゼロカーボンシティとして脱炭素社会の実現に取り組んでまいります。

必ずやってくる「まさか」に備えた地域防災力強化の取組として、防災行政無線更新事業により聞き取りにくさ解消と機動的な防災情報発信体制の構築を図るほか、企業へと対象を拡大した自主防災組織活動支援事業、冬期間訓練を新たに実施する地域防災力向上事業、災害発生時に災害対策本部機能を担う役場庁舎の在り方を検討する役場庁舎建設等検討調査事業、東胆振消防指令業務共同運用事業などを実施いたします。

また、デジタル技術を活用した利便性向上の取組として、書かない・行かない・キャッシュレスを推進するデジタル窓口推進事業のほか、情報発信や各種申請のプラットフォームとなるLINE公式アカウント情報配信事業、ペーパーレス会議やフレキシブルな執務環境の実現を図る庁内L G W A Nネットワーク無線化事業、町民へのDX普及啓発のための講座を開催する町民デジタル化支援事業などのデジタル化推進事業を実施するほか、温室効果ガス抑制に向けた取組として、街路灯改修事業やはまなすスポーツセンター照明設備改修事業など、各種照明

機器のLED化を実施いたします。

3つ目は『この先も住み続けたいと思えるまちづくりに向けた「挑戦」と「前進」』であります。

道路や公園、町営住宅、公共施設等の公共インフラは、町民一人一人が快適な生活を送る上で、重要な役割を果たしておりますが、まちの成長に合わせて整備した公共インフラは、一斉に更新時期を迎えながらも思うように更新が進まず、老朽化が大きな課題となっております。

全てを同時に更新していくことは困難ではありますが、日々の生活に身近な公共インフラを計画的に更新することで、快適で住みよい環境づくりを進めてまいります。

あわせて、町民の皆様が安心して日々の生活を送ることができるよう、河川・排水路の適切な管理や景観の保全に取り組んでまいります。

快適な生活環境に向けた公共インフラ整備の取組として、公園施設長寿命化計画に基づき公園遊具の更新に取り組む都市公園安全・安心対策事業のほか、生活道路の整備を推進する町道改修事業や町道補修事業、冬季の安全確保に向けた町道ロードヒーティング改修事業、国の修繕代行制度を活用した白老橋の補修工事を含む橋梁長寿命化事業、長年の課題であった緑ヶ丘団地・旭ヶ丘団地の建て替えに着手する町営住宅建替事業や各団地の町営住宅改修事業、安定的な地上波デジタル放送の受信環境を整備する難視聴対策施設送信機器改修事業、生活館や港湾施設、白老霊園など各種公共施設の改修を実施いたします。

日々の暮らしを守る取組として、町管理河川への土砂流出抑制を図るバンノ沢川砂防事業や洪水被害軽減へ向けた萩野12間川災害対策事業、石山団地排水路改修事業などの河川改修・道路排水処理事業のほか、管理不全空き家の未然防止に向けた空家等解体支援事業や景観保全及び土地の有効活用を図る町営住宅解体事業、遊休施設解体事業などを実施いたします。

次に主な施策につきまして、総合計画の基本方針に沿って申し上げます。

初めに、「人と自然が共生した、安心して住みよい生活環境のまち」についてであります。

身近な安全につきましては、自動車運転免許自主返納サポート事業により、運転に不安を感じる高齢者が運転免許証を自主的に返納しやすい環境づくりを引き続き進めてまいります。

環境美化・衛生につきましては、身近な環境美化に努めるほか、ごみの排出量削減、リサイクル率の向上、ごみ排出困難者対策等の取組について検討を進めてまいります。

公共交通につきましては、高齢化や地域事情を考慮した中で、公共交通としての在り方を検討し、新たな地域公共交通計画の策定に取り組んでまいります。

上水道につきましては、将来にわたり持続可能な事業運営に向け、水道事業経営戦略の策定に取り組むとともに、国の重点支援地方創生臨時交付金を活用した物価高騰対策支援事業として、水道料基本料金の減免を5か月間実施いたします。

次に「思いやり、支え合い、みんなが元気で暮らせる健幸のまち」についてであります。

健康づくりにつきましては、新たに前立腺がん検診及びおたふく風邪予防接種費用の支援を行うことで、疾病の重症化予防や早期発見・早期治療を図るとともに、関係各課の連携により、運動やスポーツを通して健康づくりや生きがいがづくりが実感できる拠点整備に向けた準備を進め、医療費の抑制や健幸のまちづくりに努めてまいります。

また、感染症法上の5類移行後も流行の波が途切れないコロナウイルス感染症につきましては、6年度からは65歳以上や重い基礎疾患がある60歳から64歳の方を対象にした定期接種となり、ワクチン接種費用の自己負担が発生することから、秋以降の接種開始に向け、適時適切な情報提供と啓発に努めてまいります。

地域医療につきましては、経営改善はもとより、町民から信頼され持続可能な町立病院とするため、町立病院改革推進委員会などの議論を通じ町立病院改革に取り組むとともに、新病院開設に向けた準備を本格化し、地域医療の向上を図ってまいります。

子ども・子育てにつきましては、さきに優先事項で掲げた子育て支援の取組のほか、子育てに対するニーズ調査や分析を通じ、第3期白老町子ども・子育て支援事業計画の策定に取り組むとともに、保育環境の改善として認定こども園・保育園の熱中症対策に取り組み、子育て環境の充実に取り組んでまいります。

地域福祉・高齢者福祉・障がい者（児）福祉につきましては、介護福祉分野における人材不足の解消や介護サービスの充実を図るため、人材確保対策に引き続き取り組むとともに、関係機関とも連携しながら、重層的支援体制の構築や成年後見支援センターの運営、手話言語条例の普及啓発などに取り組み、誰もが住み慣れた地域で安心して住み続けられる環境整備に努めてまいります。

次に「豊かな心を育み、生きがいを感じる学びのまち」についてであります。

教育につきましては、まちの宝である子供を家庭・学校・地域が一体となり育むとともに、子供から大人まで生涯を通して自ら学び続ける人づくりを進め、元気な笑顔があふれる教育のまちづくりを推進してまいります。

芸術文化につきましては、仙台藩陣屋跡の第2次環境整備を引き続き実施するとともに、資料館開館40周年記念特別展の開催等を通じ、地域の歴史や文化に触れる機会の創出と次代への伝承に取り組んでまいります。

スポーツにつきましては、運動を通じた健康増進や世代間交流を促進するため、多様な連携によりスポーツに親しむ環境づくりを推進してまいります。

民族文化につきましては、町民の利用促進に向けた取組などを通じ、ウポポイとの連携を強化するとともに、先住民族間の交流の促進やアイヌ文化の魅力発信、普及啓発のほかアイヌ民族の尊厳の尊重や文化伝承、生活館の改修など、総合的なアイヌ施策の推進を図ってまいります。

次に、「魅力と活力にあふれ、賑わいが生まれる産業のまち」についてであります。

港湾につきましては、第3商港区の静穏度向上に向けた施設整備や港湾施設の適切な管理に努めるとともに、漁港区の環境整備に取り組んでまいります。

商工業につきましては、町内企業の経営安定化や新規出店・創業を支援するとともに、しらいおん経済センターや企業誘致促進住宅の改修に取り組んでまいります。

農林業につきましては、5年ぶりの通常開催となる「白老牛肉まつり」への支援を行うほか、過去の事例を教訓にした家畜伝染病発生時に迅速な初動対応が可能な環境整備や、域内事業者間における6次産業化への支援を行うとともに、民有林対策として、これまでの公共事業補助

金制度に加え、森林環境譲与税制度を活用した、町有林を含めた計画的な整備を行うなど、林産業の振興と森林の持つ公益機能の維持増進に努めてまいります。

水産業につきましては、これまでの資源管理型漁業や栽培漁業に加え、近年の主要魚種の不安定な漁獲を鑑み、産官学連携の下、新たに閉鎖循環型陸上養殖事業に挑戦し、持続可能な水産業の構築と漁家経営の安定化を図ってまいります。

次に「共に生き共に創る、町民主役のまち」についてであります。

地域活動につきましては、地域コミュニティ基本指針に基づき、町民まちづくり活動センターや地域支援員、各町内会等との連携を図り、地区コミュニティの活性化を図ってまいります。

行財政運営につきましては、度重なる職員の不適切な事務処理等を教訓に、改めてコンプライアンスの徹底や職員の使命を再確認することで、町民から信頼される役場の再構築に取り組むとともに、事務分掌の再編を行うことで、より効率的・効果的な行政運営を進めてまいります。

また、令和2年度より発刊準備を進めてきた「(仮称)白老町史・続編」について、町制施行70周年の節目となる今年度末の発刊を目指してまいります。

以上、6年度の主要施策について、総合計画の5分野に基づいて概要説明を申し上げます。

次に、予算編成について申し上げます。

国は、極めて厳しい地方財政の現状及び現下の経済情勢等を踏まえ、歳出面において、子ども・子育て政策の強化等に対応する経費を計上するとともに、社会保障関係費や民間における賃上げ等を踏まえた人件費の増加を適切に反映した予算計上を行う一方、それらの取組と基調を合わせた歳出改革を行うこととしております。

また、歳入面においては、地方が安定的な財政運営を行うために必要となる一般財源総額は、5年度の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することとしております。

地方財政計画であります。地方税・地方譲与税は、前年度とほぼ同額となるとともに、安定的に財政運営を行うことができるよう地方交付税は、前年比1.7%の増加となります。一方で臨時財政対策債は、前年度を大きく下回る54.3%の減少となりました。

この結果、一般財源総額は、前年比0.9%の増額となっております。

6年度予算編成につきましては、町政に臨む基本姿勢で申し上げたとおり『新たな未来へ「挑戦」と「前進」』をテーマとして、子育て支援や移住定住、交流人口増などの人口減少対策事業、DX・GX推進や地域防災力の強化など、安全安心な町民生活の充実に向けた事業、公園や町道等の町民生活に密接した公共施設の整備など、この先も住み続けたいと思えるまちづくりに向けた事業の3点を最優先事項とし、施策の重点化を図った予算の編成といたしました。

この結果、一般会計につきましては、総額115億8,000万円、前年比1億135万円、0.9%の減少となりましたが、過去10年間で2番目に大きい予算規模となっております。

次に、歳入歳出の概要についてであります。

初めに歳入についてであります。

町税につきましては、町民税は、個人町民税が定額減税による減収が見込まれ、5,384万2,000円の減、固定資産税は、償却資産分の減少や評価替えの影響から7,311万円の減を見込ん

でおり、町税全体では前年比1億3,754万円、5.6%減の23億1,158万8,000円を計上しております。

交付金関係につきましては、地方消費税交付金が、前年比3,300万円、7.3%減の4億2,000万円と見込むものの、定額減税による個人住民税の減収分が地方特例交付金にて補填されることから、交付金関係全体では、6億9,148万円を計上しております。

地方交付税につきましては、地方財政計画で前年比1.7%の増となっており、普通交付税は、公債費や包括算定経費の増加を見込み、前年比1億3,000万円、3.4%増の35億円を計上し、特別交付税は、近年の交付実績を基に前年同額の4億3,000万円を計上しております。

町債につきましては、通常債は、8億5,180万円、内訳として、通常一般分が4億360万円、過疎債はハード分3億8,170万円、ソフト分6,650万円とし、前年比4億6,050万円、35.1%の減、臨時財政対策債は、2,500万円、56.8%減の1,900万円を計上しております。

町債全体では4億8,550万円、35.8%減の8億7,080万円を計上しております。

次に、歳出であります。

経常経費につきましては、総額87億3,824万7,000円で、前年比7,151万5,000円、0.8%の増となっております。主な増減の要因は、給与費6,721万9,000円の減、繰出金8,737万8,000円の増、公債費1,052万1,000円の減、一般行政経費1億2,647万6,000円の増であります。

臨時事業費につきましては、総額28億4,175万3,000円で、前年比1億7,286万5,000円、5.7%の減となっております。

内訳として、継続事業は104件、20億2,108万1,000円で、前年比、8億1,197万7,000円、28.7%の減とし、新規事業は、76件、8億2,067万2,000円で、前年比、6億3,911万2,000円、352%の増により計上しております。

次に、特別会計、企業会計について申し上げます。

初めに、特別会計4事業につきましては、総額51億6,663万円で、介護老人保健施設事業の廃止などにより、前年比1億5,878万7,000円の減となっております。

国民健康保険事業が8,220万円の減、後期高齢者医療事業が2,269万7,000円の増、港湾機能施設整備事業が489万8,000円の増、介護保険事業が2,022万円の増となっております。

次に、企業会計3事業であります。総額は36億9,209万5,000円で、前年比23億5,554万7,000円の減となっております。

水道事業会計につきましては、収益的収支の収入で392万6,000円の増、支出で1,251万4,000円の増とし、資本的収支では、収入で3,000万円の増、支出で92万3,000円の増としております。

国民健康保険病院事業会計につきましては、収益的収支の収入で2億1,423万8,000円の増、支出で2億368万8,000円の増とし、資本的収支では、収入で25億3,505万円の減、支出で25億4,167万1,000円の減としております。

下水道事業会計につきましては、収益的収支の収入で2,706万5,000円の減、支出で732万円の減とし、資本的収支では、収入で46万2,000円の増、支出で2,368万1,000円の減としております。

以上、予算編成の概要につきましてご説明申し上げましたが、詳細については、後ほど予算案の審議に沿って各担当より説明させていただきます。

以上の結果、6年度の当初予算は、一般会計115億8,000万円、特別会計51億6,630万円、企業会計36億9,209万5,000円、合計204億3,872万5,000円であります。

以上、町政に臨む私の基本姿勢と主な施策、予算の概要について申し上げます。

国内外において激動する社会情勢の中において、本町にも多くの課題が山積しております。

私が町職員時代から仕事に対し一貫して持ち続けている心構えである「町民の皆様の視点に立ち、何ができるか、何をすべきか」を念頭に置きながら、一つ一つの課題にしっかりと向き合い、町民の皆様が幸せを実感できるまちの実現に向け、全力で取り組んでまいります。

結びになりますが、町民の皆様、そして議員の皆様のより一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げます、6年度に当たっての町政執行方針といたします。

◎令和6年度教育行政執行方針説明

○議長（小西秀延君） 日程第6、次に教育長から令和6年度の教育行政執行方針の発言の申出がありますので、これを許可いたします。

安藤教育長。

〔教育長 安藤尚志君登壇〕

○教育長（安藤尚志君） 令和6年白老町議会定例会3月会議に当たり、教育行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。

昨年6月、流行と不易を基本にしつつ、VUCA時代（変動性、不確実性、複雑性、曖昧性）において、今後進むべき教育施策の方向性を示す羅針盤として、令和5年度から9年度までを対象期間とした「第4期教育振興基本計画」が閣議決定されました。

少子高齢化、人口減少、グローバル化の進展、地球規模課題等、様々な社会課題が顕在化する中、計画では、教育の果たす役割の重要性と必要性を再確認しながら、教育こそが社会を牽引する駆動力の中核を担う営みであるとして2つのコンセプトが掲げられました。

1つ目は「持続可能な社会の創り手の育成」です。受け身ではなく主体性やリーダーシップ、創造力、課題発見・解決力、論理的思考力、表現力、チームワーク等を身につけ、自ら持続可能な社会を切り開いていく人材を育成しようとするものです。

2つ目は、「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」です。

多様な個人がそれぞれ幸せや生きがいを感じるとともに、個人を取り巻く場や地域、社会が幸せや豊かさを感じられるよい状態を、教育を通じて実現、向上させようとするものです。

これらのコンセプトの実現に向け、その下には今後の教育施策に関する5つの基本方針と16の目標が示されました。

こうした新たな教育の潮流を踏まえ、学校教育においては、引き続き、「令和の日本型学校教育の構築」の具現化に向けて、学習の主体者を教師から子供たちへ転換し、ICTの活用を図りながら、一人一人の多様な才能・能力や可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを一体的に取り組んでまいります。

また多様な教育的ニーズに対応しながらインクルーシブ教育システムを構築し、共生社会の実現に向けた教育を推進してまいります。

次に生涯学習についてです。

人生100年時代を迎え、健康で心豊かに充実した人生を送ることは誰もの願いですが、それを実現するためには、私たちは学び終えた人ではなく、常に社会と関わったり、多様な活動に参加したりして学び続ける人であることが必要です。さらに他者と関わりながら、学んだことを社会の課題解決に役立てることも大切です。そのため、「いつでも・どこでも、誰でも」学び続けることのできる場や環境を充実させてまいります。

また、学校、家庭、地域が連携・協働する地域学校協働活動を通して、子供たちの学びや成長を支えるとともに、地域住民のつながりを深め、地域コミュニティの基盤づくりに取り組んでまいります。

教育委員会としては、課題は山積しておりますが、時代の要請に真摯に向き合い、白老町教育大綱の推進基本理念である「ともに学び合い ころろひびかせ 笑顔かがやく 教育のまち しらおい」の実現を目指してまいります。

以下、学校教育、生涯学習、そして両者を一体的に推進する地域学校協働活動の順に、令和6年度における主な施策を申し上げます。

初めに、学校教育について申し上げます。

「新しい時代に生きる子供たちの豊かな成長を支え育む」についてであります。

確かな学力の育成につきましては、「第4期白老町スタンダード（白老の底力）」に基づいた白老町の探究型授業の確立、安心して過ごせる包容力のある学校・集団づくり、学校・家庭・地域との連携の3つを重点に、個別最適な学びと協働的な学びの実現に向けた取組を進めてまいります。

特に探究型授業の確立に向けては、これまでの秋田県能代市への教育視察及び報告会に加え、今年度は新たに国立教育政策研究所元調査官の指導を仰ぎ、学力向上に係る取組を加速させてまいります。

さらには、子供たちの興味・関心に応じた任意の検定試験への公費助成や、これまで中学校3年生の受験対策として実施してきた白老寺子屋についても長期休業を利用したオンラインによる学習への転換など、子供たちの多様な学習機会を創出し、学力の定着や向上を図ってまいります。

また、小学生を対象とした外部講師によるプログラミング授業やタブレットの日常的な活用などを通して、情報活用能力を育成してまいります。

豊かな人間性の育成につきましては、昨年度改訂された「生徒指導提要」に基づき、校長のリーダーシップの下、児童生徒の困難や課題に向き合う教師の姿勢の涵養や教育相談の充実などを通して、子供たちの自己肯定感や自己有用感の醸成に取り組んでまいります。

いじめや不登校につきましては、未然防止や早期発見・対応の充実と、いじめの積極的な認知へ向けた取組や、スクールカウンセラーなど専門家による相談対応、ICT機器を活用した支援など、将来の社会的自立を見据え、子供を取り巻く環境の改善を図ってまいります。

特別支援教育の充実につきましては、障がいのある子供と障がいのない子供が共に学ぶ共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの理念の下、北海道教育委員会の「特別支援

教育に関する基本方針」に基づき、多様な学びの場の充実をはじめ、切れ目のない一貫した指導と支援、教員の専門性の向上を図ってまいります。

また、通級による指導や支援を受ける児童生徒につきましては、白老小学校を拠点とした巡回型通級指導教室の拡充を図るため、令和4年度の白老中学校に続いて今年度から新たに萩野小学校にも開設し学びの環境の充実を図ってまいります。

次に、「地域に信頼され、地域とともにある学校づくり」についてであります。

ふるさと教育の充実につきましては、白老未来学の指導計画に基づき、子供たちが学びを基にした地域の魅力発信や地元の特産品を紹介する地図づくりなど、義務教育9年間を通じた体系的な活動や、様々な人との出会いや体験を通して学んだことを積極的に発信する教育活動が展開されております。引き続き、地域の自然や文化・歴史を大切にしながらふるさとへの愛着を持ち続ける子供の育成に向けて取組を進めてまいります。

また、これまで土曜授業として行ってきた「ふれあいふるさとDay」は、曜日を問わない実施方法へ変更し、教育計画への位置づけを再構築し、より一層学びに向かう力や郷土を愛する心などを育み、地域と共にある学校づくりを進めてまいります。

安全・安心の保障につきましては、関係機関と連携した通学路の定期点検、スクールバスの活用方法や危機管理対応マニュアルなどの見直し、防災に関する教職員研修の実施など、児童生徒の安全確保及び事故の未然防止や防災・減災に引き続き努めてまいります。

また、近年の物価高騰への対応として学校給食費の単価改定を行い、安全安心な学校給食を提供するとともに単価改定に伴う増額分と併せて12月から3月までの給食費を無償化とし、保護者の負担軽減を図ってまいります。

次に、「多様化するニーズに対応した教育環境整備の推進」についてであります。

学校の組織運営体制の充実につきましては、北海道教育委員会の第3期「学校における働き方改革北海道アクション・プラン」に基づき、本町のアクション・プランの見直しや校務用パソコンの更新などICTの活用による校務の効率化を推進するとともに保護者・地域との連携協働により、教職員が自らの人間性や創造性を高め、子供たちに対して効果的な教育活動を行う体制整備を進めてまいります。

教育環境の充実につきましては、「白老町立小中学校適正規模適正配置基本計画」に基づき、望ましい教育環境の在り方について子供たちや保護者、地域の方の意見等もいただきながら、外部有識者による検討会議を設置し、実施計画を定めてまいります。

また、暑さ対策につきましては、長期休業を延長するとともに、各学校の室内環境等を調査し、子供たちの安全安心の確保と適切な学習環境づくりを進めてまいります。

次に、生涯学習の推進について申し上げます。

初めに、「主体的な学びへのきっかけづくり」についてであります。

成人教育の推進につきましては、急速なデジタル化に向けた知識習得など多様な学習ニーズへの対応や、地域の課題解決に向けた町民の協働による取組を促進するため、公民館等の社会教育施設において、様々な地域人材を活用した公民館講座事業を引き続き実施してまいります。

また、本年9月に白老町婦人団体連絡協議会が主管する「第75回北海道女性大会」が白老町

で初めて開催されることから、円滑な大会運営に向けて支援してまいります。

読書活動の推進につきましては、「第五次白老町子供の読書活動推進計画」に基づき、家庭や地域、学校等との連携及び相互協力による読書普及活動を図るため、昨年度より準備を進めてきた「おもいで読書帳」を、乳幼児がいる家庭や各小中学校などに配付し、読書の思い出をつくる家読の促進を図ってまいります。

さらに、多様化し、高度化する利用者ニーズに対応するとともに、きめ細かなサービスの向上に努め、多くの町民に親しまれる図書館づくりを目指してまいります。

次に、「学びや活動を通じたつながりづくり」についてであります。

スポーツ・健康増進活動の推進につきましては、保健福祉部局との連携をさらに強化するとともに、町内関係団体や総合型地域スポーツクラブ・サフィルヴァなど、熱意ある多様な団体と共に、子供から高齢者まで幅広い世代が親しめる軽スポーツまつり等のイベントを開催してまいります。

また、どの地域の子供たちも多種目の競技に挑戦することができるマルチスポーツの普及促進を図るなど、町民のスポーツに触れる機会の創出と、生きがいつくりや健康増進につなげる取組を進めてまいります。

さらには、本年、旧大昭和製紙野球部が都市対抗野球大会で優勝して50年目を迎えることから、同野球部OBによる記念講演会をはじめ、町民との交流事業や北海道社会人野球大会の開催を招致し、野球を通して町民のスポーツに対する興味関心を高めてまいります。

高齢者教育の推進につきましては、高齢者大学が昭和49年の開校から創立50周年を迎えるに当たり、これまでの歴史を振り返り、記念式典及び記念誌発行等の周年行事を執り行ってまいります。

また、大学の主な活動拠点である高齢者学習センターは老朽化が著しいことから、令和7年4月に旧社台小学校へ機能を移転し、大学のさらなる魅力向上を図るとともに、世代間交流の促進並びに生きがいつくりの深化を目指してまいります。

次に、「郷土を愛し、次代を担う人材の養成」についてであります。

青少年教育の推進につきましては、白老への愛着心とまちづくりへの主体性を醸成するための体験や研修を通して、しらおい子ども憲章推進委員のリーダー性を高めるほか、各中学校等と連携し、まちづくりに対する学びをまちに政策提言する取組として「子ども未来づくりプロジェクト事業」を推進してまいります。

また、昨年度ウポポイで初開催した「白老町二十歳を祝う会」は、対象となる若者たちにとって大変意義深い式典であることから、今年度も引き続きアイヌ民族文化財団のご協力の下、継続に向けて準備を進めてまいります。

文化財の保存・活用につきましては、史跡白老仙台藩陣屋跡の価値を高め、さらなる利用促進を図るため「整備基本計画」の策定に取り組んでまいりました。しかし、これまでの発掘調査において十分な成果が得られず、整理や分析等に時間を要したことから、引き続き文化庁や有識者等の指導を得ながら、今年度中の策定完了に尽力してまいります。

また、北海道遺産仙台藩白老元陣屋のさらなる魅力向上を図るため、陣屋が所在する道内14自

治体と連携し、7月に資料館開館40周年記念の特別展及びシンポジウムを開催し、北海道における陣屋史研究の取組を推進してまいります。

次に、「学びや繋がりづくりの拠点となる環境の整備」についてであります。

社会教育施設・スポーツ施設の整備・活用につきましては、町長部局と連携し、これから100年先も元気で健やかに暮らせるまちを目指して、旧社台小学校校舎を活用した人づくり・健康づくり・生きがいを推進する複合拠点の整備に向け準備を進めてまいります。

また、町立図書館においては、地盤の不同沈下が徐々に進み、建物の傾斜による健康被害が生じていることから、事務所部分の対策工事を実施するほか、総合体育館における耐震診断の実施や危険箇所の解体撤去を前提とするしらおい創造空間「蔵」の調査設計などを行ってまいります。

最後に、地域学校協働活動の推進について申し上げます。

地域連携による教育活動の推進につきましては、中学校区における学校運営協議会とのさらなる連携により、学校ニーズの掘り起こしを行うとともに、地域学校協働活動の普及啓発を図るための講演会開催などを通して、ボランティア登録の促進と活動機会の創出に努めてまいります。

また、令和3年より北海道教育委員会「北海道CLASSプロジェクト」推進校として地域学に取り組んできた白老東高等学校においては、3年間の研究指定を終えることから地元自治体として実践のさらなる深まりや広がり支援し、同校の魅力化と地域の活性化につなげてまいります。

中学校部活動の地域移行につきましては、令和5年度に策定した「白老町中学校部活動地域移行推進計画」に基づき、実施可能な協議や活動から順次、地域人材の活用を図るとともに、地域クラブ創設に向けた体制整備を進めながら、令和7年度の本格運用を目指してまいります。

これからも、将来にわたり子供たちがスポーツや文化芸術に継続して親しむことができる環境の構築に努めてまいります。

以上、令和6年度の教育行政執行方針に関する主要な方針について申し上げます。

白老町教育委員会としては、地域の中での教育活動の充実を図り、しらおい子ども憲章の前章に示されている「子供と大人はともに信頼し合い、人にやさしい町を作るため、未来に向けて夢や希望を持ち、明るく元気に生きていくこと」の実現に向けて、どのように社会情勢が変化しても教育を通じた人づくりを大切に、学び続けることができるよう取組を進めてまいります。

町民の皆様、並びに町議会議員の皆様の一層のご理解とご支援を賜りますよう心からお願い申し上げます。

○議長（小西秀延君） 暫時休憩といたします。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時20分

○議長（小西秀延君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

次の日程に入ります前にお諮りいたします。議案の内容等によりまして先議あるいは日程の変更等をあらかじめ議長に一任していただきたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） ご異議なしと認めます。

それでは、そのように取扱いをさせていただきます。

これより議案の審議に入ります。

◎議案第1号 令和5年度白老町一般会計補正予算（第12号）

○議長（小西秀延君） 日程第7、議案第1号 令和5年度白老町一般会計補正予算（第12号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

増田企画財政課長。

○企画財政課長（増田宏仁君） それでは、議1-1をお開きください。議案第1号になります。令和5年度白老町一般会計補正予算（第12号）。

令和5年度白老町の一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億4,288万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ149億7,551万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の変更及び廃止は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和6年2月20日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（小西秀延君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。ほぼ全部の款にわたる補正予算でありますので、区切りを設け質疑を行います。歳出から質疑に入ります。議案第1号の24ページをお開きください。24ページから33ページ、2款総務費の歳出について、質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

次に、32ページから45ページの3款民生費の歳出について、質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

次に、44ページから51ページ、4款環境衛生費の歳出について、質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

次に、50ページから55ページ、5款労働費から7款商工費までの歳出について、質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

次に、56ページから65ページ、8款土木費から9款消防費までの歳出について、質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

次に、64ページから75ページ、10款教育費の歳出について、質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

次に、74ページから79ページ、12款公債費から14款諸支出金までの歳出について、質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

次に、歳入に入ります。5ページから7ページまでの第2表、繰越明許費補正から第4表、地方債補正について、質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

次に、8ページから23ページまでの歳入全般について、質疑があります方はどうぞ。

1番、水口光盛議員。

○1番（水口光盛君） 8ページ目の1款1項1目個人、町民税の2,000万円増額ということはかなり収納率とといいますか、収納頑張ったのだなと思っております。これの要因とといいますか、現年課税でいきますと、納税義務者は変わらないとは思いますが、例えば収納率が上がった、滞納繰越しであれば収納率が15%程度見ていたのが上がったという要因があるかと思うのですが、その要因がもし分かれば、2,000万円も増えていますので、どういう要因で収納を頑張っているのかをお伺いしたいと思います。

続きまして、18ページ、19ページ、20款繰入金、6目財政調整基金繰入金、ここでは約1億9,065万5,000円減額しております。これは、残っている財政調整基金の取崩しがあと7,046万1,000円、現在財政調整基金が取り崩されている額という認識でよろしいかどうか伺います。

それと、もう一点は、12月補正のときに財政調整基金、約1億5,500万円を一時借入金ということで上げて、ここで病院のほうの約9,000万円、一時借入金から9,000万円繰入れをしたということがあったかと思えます。そのときの説明では財政調整基金を取り崩して9,000万円入れる

よという説明を受けたような感じだったのですが、先ほどの歳出の財政調整基金からではないとは思いますが、この7,000万円と病院の繰入金7,000万円、大体似ているのですが、財政調整基金の取崩しに残っている7,000万円は先ほど歳出にあった病院の繰入金と同額という考えでよろしいか伺います。

○議長（小西秀延君） 本間税務課長。

○税務課長（本間弘樹君） 町民税の今回2,000万円の増額補正の理由ということで、収納率と補正の関係ですけれども、今回当初予算編成時点で収納率が前年度から1%アップで、98%当初予算の見込みを立てさせていただいております。これについてはおおむね見込んだ率を今年度も達成できそうで、収納対応しております職員の頑張りによるものだと考えております。

今回の補正につきましては、主な増加の要因としては、当初水産業等、近年の不振が続いておりますので、その辺の厳しい状況を予想しておりましたけれども、結果としては総体的に営業所得、あるいは給与所得という部分も課税所得が上向いたということで、住民税につきましては前年の所得に対して課税されますので、年度で申し上げますと令和4年度の所得が令和3年度よりも若干総体的に上向いたということで今回2,000万円の増額をさせていただいております。

○議長（小西秀延君） 増田企画財政課長。

○企画財政課長（増田宏仁君） 財政調整基金繰入金のご質問です。

まず、ここの7,046万1,000円が財政調整基金から取り崩される額かというご質問ですけれども、それはご質問のとおりです。中身としましては、令和5年度の予算につきましては骨格予算で組ませていただいて、当初予算のときにその後の肉づけ予算のための財源というのを財政調整基金に一時期7,000万円積んでいたのです。それを今年度の2号補正、3号補正の肉づけ予算の政策的事業の財源として約6,900万円使っております。その部分が大部分で、残りの部分は1月補正で低所得世帯への給付の関係で、均等割世帯のみと子供加算の部分、そこで交付金だけでは全部賄えない部分を財政調整基金から足りない部分を160万円ほど入れていますので、その合計が7,046万1,000円になっております。

病院に対する繰出金の関係、これは12月補正で9,000万円、これは確かに一時期財政調整基金から繰入れするというので、そのときは措置をさせていただいております。ただ、今回の補正の中でその9,000万円を財政調整基金からの繰入れではなくて一般財源に振替をすることで整理していますので、病院に対してここから出ているというものはありません。今回の補正の7,000万円についても一般財源で措置しておりますので、病院に対して出る部分はこの7,000万円の中には入っていないというご理解をしていただきたいと思います。

○議長（小西秀延君） 1番、水口光盛議員。

○1番（水口光盛君） 説明は分かりました。特に住民税の関係につきましては2,000万円が増税、税が多く入ったということ、そして病院の財政調整基金7,000万円については今回の歳出の繰り出しも基金からの取崩しではなく町税、交付税が5,000万円ほど多く入っていますし、今回2,000万円ほど町税が入ってくると、そういう、町税を充てながら病院に繰り出しというのですか、支援しているという認識で間違いはないですか。もう一度確認します。

- 議長（小西秀延君） 増田企画財政課長。
- 企画財政課長（増田宏仁君） 一般財源を充てていますので、町税もという感じです。町税をというよりも町税もというほうが理解としては正しいかと思えます。
- 議長（小西秀延君） ほか、質疑をお持ちの方。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。
歳入及び歳出全般について質疑漏れがありましたらどうぞ。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（小西秀延君） 討論なしと認めます。
これをもって討論を終結いたします。
採決いたします。
議案第1号 令和5年度白老町一般会計補正予算（第12号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
〔挙手全員〕
- 議長（小西秀延君） 全員賛成。
よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号 令和5年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

- 議長（小西秀延君） 日程第8、議案第2号 令和5年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題に供します。
提案の説明を求めます。
久保町民課長。
- 町民課長（久保雅計君） それでは、議2―1をお開きください。議案第2号でございます。令和5年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）。
令和5年度白老町の国民健康保険事業特別会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）
第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ779万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億6,614万5,000円とする。
2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。
令和6年2月20日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（小西秀延君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第2号 令和5年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小西秀延君） 全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号 令和5年度白老町後期高齢者医療事業特別会計
補正予算（第2号）

○議長（小西秀延君） 日程第9、議案第3号 令和5年度白老町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

久保町民課長。

○町民課長（久保雅計君） それでは、議3-1をお開きください。議案第3号 令和5年度白老町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）。

令和5年度白老町の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,217万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7,533万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月20日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（小西秀延君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第3号 令和5年度白老町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小西秀延君） 全員賛成。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号 令和5年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（小西秀延君） 日程第10、議案第4号 令和5年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計補正予算（第2号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

工藤経済振興課長。

○経済振興課長（工藤智寿君） それでは、議4―1をお開きください。議案第4号でございます。令和5年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計補正予算（第2号）。

令和5年度白老町の港湾機能施設整備事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ489万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,024万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月20日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（小西秀延君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第4号 令和5年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計補正予算（第2号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小西秀延君） 全員賛成。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号 令和5年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（小西秀延君） 日程第11、議案第5号 令和5年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

山本高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（山本康正君） 議5-1をお開きください。議案第5号 令和5年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）。

令和5年度白老町の介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,466万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億1,105万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月20日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（小西秀延君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第5号 令和5年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）、原案のとおり決定

することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小西秀延君） 全員賛成。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号 令和5年度白老町立国民健康保険病院事業会計
補正予算（第4号）

○議長（小西秀延君） 日程第12、議案第6号 令和5年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第4号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

村上病院事務長。

○病院事務長（村上弘光君） それでは、議6―1をお開きください。議案第6号 令和5年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第4号）。

第1条 令和5年度白老町立国民健康保険病院事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第2条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

第1款病院事業収益、既決予定額10億4,006万5,000円、補正予定額5,902万5,000円、計10億9,909万円。

第1項医業収益、既決予定額6億6,525万2,000円、補正予定額マイナス1,631万1,000円、計6億4,892万1,000円。

第2項医業外収益、既決予定額3億7,481万2,000円、補正予定額7,535万6,000円、計4億5,016万8,000円。

第1款病院事業費用、既決予定額9億8,579万6,000円、補正予定額249万8,000円、計9億8,829万4,000円。

第1項医業費用、既決予定額9億7,922万8,000円、補正予定額235万6,000円、計9億8,158万4,000円。

第3項特別損失、既決予定額1,000円、補正予定額14万2,000円、計14万3,000円。

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

第1款資本的収入、既決予定額29億7,863万9,000円、補正予定額マイナス3万9,000円、計29億7,860万円。

第3項補助金、既決予定額523万9,000円、補正予定額マイナス3万9,000円、計520万円。

第1款資本的支出、既決予定額29億8,999万7,000円、補正予定額マイナス81万3,000円、計29億8,918万4,000円。

第1項建設改良費、既決予定額29億8,999万7,000円、補正予定額マイナス81万3,000円、計29億8,918万4,000円。

議6―2をお開き願います。

第4条 予算第6条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法のうち、

町立病院改築事業（病院改築事業分）の限度額「8億9,720万円」を「6億5,800万円」に改め、町立病院改築事業（介護医療院整備事業分）の限度額「1億9,730万円」を「1億7,490万円」に改める。

令和6年2月20日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（小西秀延君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第6号 令和5年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第4号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小西秀延君） 全員賛成。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号 令和5年度白老町下水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（小西秀延君） 日程第13、議案第7号 令和5年度白老町下水道事業会計補正予算（第2号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

大黒副町長。

○副町長（大黒克己君） 舛田上下水道課長が本日ご親族の不幸のため欠席となっておりますので、私から説明をさせていただきます。

議7-1をお開きください。議案第7号 令和5年度白老町下水道事業会計補正予算（第2号）。

第1条 令和5年度白老町下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和5年度白老町下水道事業会計予算に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款下水道事業収益、既決予定額11億2,815万6,000円、補正予算額ゼロ円、計11億2,815万6,000円。

第1項営業収益、既決予定額5億2,490万2,000円、補正予算額マイナス480万円、計5億2,010万2,000円。

第2項営業外収益、既決予定額6億315万4,000円、補正予算額マイナス2,669万円、計5億7,646万4,000円。

第3項特別利益、既決予定額10万円、補正予定額3,149万円、計3,159万円。

令和6年2月20日提出。白老町長。

次に、議7-2をお開きください。令和5年度白老町下水道事業会計補正予算実施計画につきましては記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

次に、議7-3、令和5年度白老町下水道事業会計補正予算説明書を御覧ください。このたびの補正予算は、消費税及び地方消費税の更正請求に伴う還付金収入による特別利益の増額及び収入増に伴い、一般会計繰出金の抑制を目的に他会計負担金及び他会計補助金の一部を減額するものでございます。

収益的収入、1款下水道事業収益、1項営業収益、2目他会計負担金を480万円減額するものであります。

2項営業外収益、2目他会計補助金を2,669万円減額するものでございます。

3項特別利益、1目過年度損益修正益についてであります。消費税及び地方消費税の更正請求に伴う還付金収入分3,149万円を増額するものでございます。

議案第7号は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（小西秀延君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第7号 令和5年度白老町下水道事業会計補正予算（第2号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小西秀延君） 全員賛成。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎報告第1号 例月出納検査の結果報告について

報告第2号 定期監査（工事監査）の結果報告について

報告第3号 財政的援助団体等の監査の結果報告について

○議長（小西秀延君） 日程第14、報告第1号 例月出納検査の結果報告について、報告第2号 定期監査（工事監査）の結果報告について、報告第3号 財政的援助団体等の監査の結果報告についてを一括議題に供します。

地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査の結果を同条第3項の規定により、及び地方自治法第199条第4項の規定による定期監査の結果を同条第9項の規定により、並びに地方自治法第199条第7項の規定による財政的援助団体等の監査の結果を同条第9項の規定により、それぞれ監査委員から報告がありました。

議案の朗読は、省略いたします。

この件に関して何かお尋ねしたいことがありましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 報告第1号及び報告第2号並びに報告第3号は、これをもって報告済みといたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時51分

再開 午後 1時00分

○議長（小西秀延君） それでは、休憩を閉じて会議を再開します。

-
- ◎議案第16号 第6次白老町総合計画基本計画の変更について
 - 議案第19号 白老町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第20号 白老町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第21号 白老町職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第22号 白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第23号 白老町生活館条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第25号 白老町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第26号 白老町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第27号 白老町建築基準法の規定に基づく確認申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例の制定

について

- 議案第 29号 白老町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 31号 白老町学校給食費条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 32号 白老町消防手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8号 令和6年度白老町一般会計予算
- 議案第 9号 令和6年度白老町国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第 10号 令和6年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 議案第 11号 令和6年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算
- 議案第 12号 令和6年度白老町介護保険事業特別会計予算
- 議案第 13号 令和6年度白老町水道事業会計予算
- 議案第 14号 令和6年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算
- 議案第 15号 令和6年度白老町下水道事業会計予算

○議長（小西秀延君） 日程第15、議案第16号 第6次白老町総合計画基本計画の変更について、議案第19号 白老町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第20号 白老町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第21号 白老町職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について、議案第22号 白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第23号 白老町生活館条例の一部を改正する条例の制定について、議案第25号 白老町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について、議案第26号 白老町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第27号 白老町建築基準法の規定に基づく確認申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について、議案第29号 白老町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、議案第31号 白老町学校給食費条例の一部を改正する条例の制定について、議案第32号 白老町消防手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、議案第8号 令和6年度白老町一般会計予算、議案第9号 令和6年度白老町国民健康保険事業特別会計予算、議案第10号 令和6年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算、議案第11号 令和6年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算、議案第12号 令和6年度白老町介護保険事業特別会計予算、議案第13号 令和6年度白老町水道事業会計予算、議案第14号 令和6年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算、議案第15号 令和6年度白老町下水道事業会計予算、以上令和6年度各会計予算8件とこれに関連する条例の一部改正の議

案12件、合わせて20議案を一括して議題に供します。

順次議案の提案を求めます。

議案第16号 第6次白老町総合計画基本計画の変更について

○議長（小西秀延君） 議案第16号の提案をお願いします。

増田企画財政課長。

○企画財政課長（増田宏仁君） それでは、議16—1をお開きください。議案第16号 第6次白老町総合計画基本計画の変更について。

白老町自治基本条例第27条第1項及び白老町議会会議条例第7条第1号の規定により、第6次白老町総合計画基本計画を別紙のとおり改訂するものとする。

令和6年2月20日提出。白老町長。

議16—2をお開きください。議案説明です。

令和2年6月に策定した第6次白老町総合計画は、中間年度である令和5年度に基本計画の見直しを行うこととし、人口減少、少子高齢化などこれまでの課題に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大や国際情勢の変化、物価高騰など地域社会を取り巻く社会経済状況はなお一層厳しくなることが見込まれ、限られた財源の中で一層の選択と集中によるまちづくりを進めていかなければなりません。こうした中、白老町総合計画策定委員会及びまち・ひと・しごと創生有識者会議等における協議を踏まえ、令和6年度から令和9年度までの4か年の基本計画を変更するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第19号 白老町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小西秀延君） 次、議案第19号の提案を願います。

高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 議案第19号でございます。白老町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和6年2月20日提出。白老町長。

改正条文の朗読は、省略させていただきます。

議19—4をお開きください。附則でございます。附則、この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議19—5をお開きください。議案説明でございます。地方自治法の一部を改正する法律による地方自治法の改正により、令和6年度から会計年度任用職員について勤勉手当の支給が可能

となることから会計年度任用職員への勤勉手当の支給に係る規定の整備を行うとともに、新たに医療職（二）・（三）の給料表を適用することとするための所要の整理、並びに町長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与に係る規定の整備を行うため、本条例の一部を改正するものである。

支給月数等の資料及び次ページからの新旧対照表につきましては、朗読を省略させていただきます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

白老町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第2条 前条の給与とは、<u>法第22条の2第1項第2号により採用された会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）</u>にあつては、<u>給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当及び期末手当をいい、同項第1号によって採用された会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）</u>にあつては、<u>報酬及び期末手当をいう。</u></p> <p><u>2 略</u></p> <p><u>3 略</u></p> <p><u>(フルタイム会計年度任用職員の給料)</u></p> <p>第3条 <u>フルタイム会計年度任用職員の給料は、職員の給与に関する条例（昭和34年条例第15号。以下「給与条例」という。）に規定する行政職給料表を準用し、会計年度任用職員給料表（別表第1。以下「給料表」という。）に掲げる職種の区分に応じて適用する。</u></p>	<p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第2条 法第22条の2第1項第2号により採用された会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）の給与は、<u>給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。</u></p> <p><u>2 法第22条の2第1項第1号により採用された会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）の給与は、基本報酬（正規の勤務時間の勤務に対する報酬をいう。以下同じ。）、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当及び休日勤務手当に相当する報酬、期末手当及び勤勉手当とする。</u></p> <p><u>3 略</u></p> <p><u>4 略</u></p> <p><u>(フルタイム会計年度任用職員の給料)</u></p> <p>第3条 <u>フルタイム会計年度任用職員の給料は、月額で定めるものとし、職員の給与に関する条例（昭和34年条例第15号。以下「給与条例」という。）第3条第1項各号に規定する給料表を準用し、会計年度任用職員給料表（別表第1）の職種の区分に応じて適用する。</u></p>

2 職種ごとの職務内容については、町長が規則で定めるものとする。

3 第1項の給料表は、すべてのフルタイム会計年度任用職員に適用するものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の職務の級)

第4条 フルタイム会計年度任用職員の職務は、その職種ごとに、その複雑、困難及び責任の程度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、会計年度任用職員等級別基準表(別表第2)によるものとする。

2 フルタイム会計年度任用職員の職務の級は、前項の規定に基づく基準に従い任命権者(法第6条第1項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。第14条第2項を除き、以下同じ。)が決定する。

(フルタイム会計年度任用職員の号俸)

第5条 略

2 前項に定めるほか、職務内容の特殊性から採用が困難と認められる職については、第3条第1項の規定による給料表の適用する号俸の範囲に20号俸以内を加算することができる。

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)

第13条 給与条例第19条の規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 任期の定めが6月に満たないフルタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期(任命権者(法第6条第1項に規定する任命権者をいう。)を同じくするものに限る。次項及び第23条第2項において同じ。)の定め合計が6月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6月以上のフルタイム会計

(フルタイム会計年度任用職員の職務の級)

第4条 フルタイム会計年度任用職員の職務は、その職種ごとに、その複雑、困難及び責任の程度に基づき、これを会計年度任用職員給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、会計年度任用職員等級別基準表(別表第2)によるものとする。

2 フルタイム会計年度任用職員の職務の級は、前項の規定に基づく基準に従い任命権者(法第6条第1項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。第13条第2項を除き、以下同じ。)が決定する。

(フルタイム会計年度任用職員の号俸)

第5条 略

削る。

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)

第13条 給与条例第19条第1項から第4項まで及び第6項の規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 任期の定めが6月に満たないフルタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期(任命権者(法第6条第1項に規定する任命権者をいう。)を同じくするものに限る。次項、第23条第2項及び第3項において同じ。)の定め合計が6月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6月以

年度任用職員とみなす。

3 略

(パートタイム会計年度任用職員に対する期末手当)

第23条 給与条例第19条の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく少ないものとして町長が規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第19条第4項中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2及び3 略

上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

3 略

(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第13条の2 給与条例第20条第1項から第3項まで及び第5項の規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第20条第1項から第3項まで及び第5項の規定による勤勉手当の支給について準用する。

(パートタイム会計年度任用職員に対する期末手当)

第23条 給与条例第19条第1項から第4項まで及び第6項の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく少ないものとして町長が規則で定めるものを除く。以下この条及び次条第1項において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第19条第4項中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2及び3 略

(パートタイム会計年度任用職員に対する勤勉手当)

第23条の2 給与条例第20条第1項から第3項まで及び第5項の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第3項中「それぞれ

(町長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与)

第28条 第2条から前条の規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮し町長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与については、常勤の職員との権衡及びその職務の特殊性等を考慮し、任命権者が別に定めるものとする。

別表第1 (第3条関係)

会計年度任用職員給料表

職種の区分	給料表	職務の級	適用する号俸の範囲
(1) 行政事務	行政職	1級	1号俸～26号俸
(2) 行政業務		1級	1号俸～33号俸
		2級	1号俸～13号俸
(3) 医療職		1級	1号俸～33号俸
		2級	1号俸～35号俸
(4) 福祉職		1級	1号俸～37号俸
		2級	1号俸～15号俸
(5) 教育職		1級	1号俸～29号俸
		2級	1号俸～9号俸
(6) その他の職		1級	1号俸～37号俸
		2級	1号俸～58号俸
(7) 医師職		医療職 (一)	1級

その基準日現在において職員が受けるべき給料の月額」とあるのは、「それぞれその基準日以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第20条第1項から第3項まで及び第5項の規定による勤勉手当の支給について準用する。

(町長が特に必要と認める会計年度任用職員の職務の級及び号俸)

第28条 第2条から前条の規定に定めるもののほか、常勤の職員との権衡及びその職務の特殊性等を考慮し町長が特に必要と認める会計年度任用職員の職務の級及び号俸については、常勤の職員の例により決定する。

別表第1 (第3条関係)

会計年度任用職員給料表

職種の区分	給料表	職務の級	適用する号俸の範囲
(1) 行政事務	行政職	1級	1号俸～50号俸
(2) 行政業務		1級	1号俸～60号俸
		2級	1号俸～40号俸
(3) 医療職	医療職	1級	1号俸～60号俸
	(二)又は 医療職	2級	1号俸～60号俸
	(三)		
(4) 福祉職	行政職	1級	1号俸～60号俸
		2級	1号俸～40号俸
(5) 教育職		1級	1号俸～50号俸
		2級	1号俸～30号俸
(6) その他の職		1級	1号俸～60号俸
		2級	1号俸～80号俸
(7) 医師職	医療職	1級	1号俸～50号俸

別表第2（第4条関係）			別表第2（第4条関係）		
会計年度任用職員等級別基準職務表			会計年度任用職員等級別基準職務表		
職種の区分	職務の級	基準となる職務	職種の区分	職務の級	基準となる職務
(1) 行政事務	1級	定型的又は補助的な事務を行う職務 その他これに準ずる事務を行う職務	(1) 行政事務	行政職1級	定型的又は補助的な事務を行う職務 その他これに準ずる事務を行う職務
	2級	専門的又は特殊な業務を行う職務 その他これに準ずる業務を行う職務		行政職2級	専門的又は特殊な業務を行う職務 その他これに準ずる業務を行う職務
(2) 行政業務	1級	定型的又は補助的な業務を行う職務 その他これに準ずる業務を行う職務	(2) 行政業務	医療職(二)1級	栄養士、管理栄養士の職務 作業療法士、理学療法士の職務
	2級	専門的又は特殊な業務を行う職務 その他これに準ずる業務を行う職務		医療職(三)1級	准看護師の職務
(3) 医療職	1級	看護助手の職務 栄養士、管理栄養士の職務 准看護師の職務 作業療法士、理学療法士の職務	(3) 医療職	医療職(二)2級	看護師、保健師の職務
	2級	看護師、保健師の職務 臨床検査技師、薬剤師の職務		医療職(三)2級	臨床検査技師、薬剤師の職務
(4) 福祉職	1級	介護ヘルパー、介護福祉士の職務 放課後児童指導員補助の職務 社会福祉士の職務 放課後児童指導員の業務 アイヌ生活相談員の職務	(4) 福祉職	行政職1級	介護ヘルパー、介護福祉士の職務 放課後児童支援員補助の職務 社会福祉士の職務 放課後児童支援員の業務 アイヌ生活相談員の職務
	2級	相談支援専門員の職務 ケアマネージャーの職務		行政職2級	相談支援専門員の職務 ケアマネージャーの職務
(5) 教育職	1級	スポーツ推進員の職務 教育支援員、指導員の職務 図書司書の業務	(5) 教育職	行政職1級	スポーツ推進員の職務 教育支援員、指導員の職務 図書司書の業務
	2級	専門的又は特殊な業務を行う職務 その他これに準ずる業務を行う職務		行政職2級	専門的又は特殊な業務を行う職務 その他これに準ずる業務を行う職務

	2級	学芸員の職務 英語指導助手の職務	(5) 教育職	行政職 1 級	教育支援員、指導員の職務 図書司書の業務
(6) その他の職	1級	地域おこし協力隊の職務			
		集落支援員の職務			
		A作業員の職務 B作業員の職務			
	2級	C作業員の職務 D作業員の職務	(6) その他の職	行政職 1 級	地域支援員の職務 A作業員の職務 B作業員の職務
(7) 医師職	1級	医師の職務		行政職 2 級	C作業員の職務 D作業員の職務
			(7) 医師職	医療職 (一) 1級	医師の職務

議案第20号 白老町職員の育児休業等に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

○議長（小西秀延君） 議案第20号の提案を願います。

高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 議案第20号でございます。白老町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和6年2月20日提出。白老町長。

改正条文の朗読は、省略させていただきます。

附則でございます。附則、この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議20—2をお開きください。議案説明でございます。地方自治法の一部を改正する法律による地方自治法の改正により、令和6年度から会計年度任用職員について勤勉手当の支給が法律上可能となることから、育児休業をしている会計年度任用職員への勤勉手当の支給に係る規定の整備を行うため、本条例の一部を改正するものである。

次のページからの新旧対照表については、朗読を省略させていただきます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

白老町職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

改正前	改正後
(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)	(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)

第7条 職員の給与に関する条例（昭和34年条例第15号）第19条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（規則で定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。

2 職員の給与に関する条例第20条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

（育児休業をした職員の職務復帰後における号俸の調整）

第8条 育児休業をした職員（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号俸を調整することができる。

（部分休業をすることができない職員）

第18条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 略

(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤

第7条 職員の給与に関する条例（昭和34年条例第15号）第19条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（規則で定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。

2 職員の給与に関する条例第20条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

（育児休業をした職員の職務復帰後における号俸の調整）

第8条 育児休業をした職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号俸を調整することができる。

（部分休業をすることができない職員）

第18条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 略

(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定

務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）を除く。）

年前再任用短時間勤務職員」という。）を除く。）

議案第21号 白老町職員の特殊勤務手当支給条例の一部を
改正する条例の制定について

○議長（小西秀延君） 議案第21号の提案を願います。

高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 議案第21号でございます。白老町職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和6年2月20日提出。白老町長。

改正条文の朗読は、省略させていただきます。

附則でございます。附則、この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議21—2をお開きください。議案説明でございます。嘱託医派遣業務及び産業医派遣業務については、派遣した医師に対し、明確な基準によらず報酬等が支給されていたが、それぞれ明確な基準を設けて手当等を支給する必要があることから、病院外の事業所等で労働安全衛生法に基づく産業医として業務に従事した医師及び病院外の施設又は医療機関等で診療業務に従事した医師に対し、特殊勤務手当として支給することとするため、本条例の一部を改正するもの
でございます。

次のページからの新旧対照表については、朗読を省略させていただきます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

白老町職員の特殊勤務手当支給条例新旧対照表

改正前				改正後			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
特殊勤務手当の種類	支給範囲	手当の額	支給方法等	特殊勤務手当の種類	支給範囲	手当の額	支給方法等
（以下 略）				（以下 略）			
夜間業務手当	正規の勤務時間として、深夜（午後10時から翌日午前5時までの間）の全部又は一	1回の勤務につき 3,300円		夜間業務手当	正規の勤務時間として、深夜（午後10時から翌日午前5時までの間）の全部又は一	1回の勤務につき 3,300円	

	部にわたり看護又は介護業務に従事した職員		
(以下 略)			
	部にわたり看護又は介護業務に従事した職員		
	産業医手当	病院外の事業所等で労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第13条の規定による産業医として健康管理等の業務に従事した医師	勤務4時間以上 2 0,000 円勤務4時間未満 1 0,000 円
	派遣診療手当	病院外の施設又は医療機関等で診療又は健康診断業務に従事した医師	勤務4時間以上 2 0,000 円勤務4時間未満 1 0,000 円
(以下 略)			

議案第22号 白老町国民健康保険税条例の一部を改正する
条例の制定について

○議長（小西秀延君） 議案第22号の提案を願います。

久保町民課長。

○町民課長（久保雅計君） それでは、議22—1をお開きください。議案第22号でございます。白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和6年2月20日提出。白老町長。

改正条文の朗読は、省略させていただきます。

議22—3をお開きください。附則でございます。

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の白老町国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

続きまして、議22—4をお開きください。議案説明でございます。令和12年度に北海道における国民健康保険の水準の統一が予定されており、国民健康保険制度の財政運営の責任主体である北海道が定めた国民健康保険事業費納付金を納めるための財源を確保する必要があることから、税率等の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

白老町国民健康保険税条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に<u>100分の8.75</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 略</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第3条の3 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>20,502円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第3条の4 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に<u>100分の8.70</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 略</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第3条の3 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>21,000円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第3条の4 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資</p>

格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第4条の4及び第19条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第4条の4及び第19条第1項において同じ。)以外の世帯 23,562円

(2) 特定世帯 11,781円

(3) 特定継続世帯 17,672円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第4条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の1.84を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第4条の3 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について4,080円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

第4条の4 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 7,140円

格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第4条の4及び第19条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第4条の4及び第19条第1項において同じ。)以外の世帯 27,000円

(2) 特定世帯 13,500円

(3) 特定継続世帯 20,250円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第4条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の2.10を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第4条の3 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について4,500円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

第4条の4 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 9,000円

(2) 特定世帯 3, 570円

(3) 特定継続世帯 5, 355円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第5条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の1.63を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第5条の3 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について4, 080円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第5条の4 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について7, 140円とする。

(国民健康保険税の減額)

第19条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が22万円を超える場合には、22万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所

(2) 特定世帯 4, 500円

(3) 特定継続世帯 6, 750円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第5条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の1.70を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第5条の3 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について4, 400円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第5条の4 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について6, 800円とする。

(国民健康保険税の減額)

第19条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が22万円を超える場合には、22万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所

得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 14,351円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 16,493円

（イ） 特定世帯 8,247円

（ウ） 特定継続世帯 12,370円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除

得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 14,700円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 18,900円

（イ） 特定世帯 9,450円

（ウ） 特定継続世帯 14,175円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除

く。) 1人について 2,856円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,998円

(イ) 特定世帯 2,499円

(ウ) 特定継続世帯 3,749円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 2,856円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 4,998円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 10,251円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世

く。) 1人について 3,150円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 6,300円

(イ) 特定世帯 3,150円

(ウ) 特定継続世帯 4,725円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 3,080円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 4,760円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 10,500円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世

帯 11,781円

(イ) 特定世帯 5,891円

(ウ) 特定継続世帯 8,836円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 2,040円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,570円

(イ) 特定世帯 1,785円

(ウ) 特定継続世帯 2,678円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 2,040円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,570円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に、被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき53万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人につい

帯 13,500円

(イ) 特定世帯 6,750円

(ウ) 特定継続世帯 10,125円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 2,250円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,500円

(イ) 特定世帯 2,250円

(ウ) 特定継続世帯 3,375円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 2,200円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,400円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に、被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき53万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人につい

て 4, 100円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4, 712円

(イ) 特定世帯 2, 356円

(ウ) 特定継続世帯 3, 534円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 816円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1, 428円

(イ) 特定世帯 714円

(ウ) 特定継続世帯 1, 071円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 816円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1, 428円

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合)にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)

て 4, 200円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 5, 400円

(イ) 特定世帯 2, 700円

(ウ) 特定継続世帯 4, 050円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 900円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1, 800円

(イ) 特定世帯 900円

(ウ) 特定継続世帯 1, 350円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 880円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1, 360円

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合)にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)

は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 3,076円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 5,126円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 8,201円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 10,251円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 612円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 1,020円

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 1,632円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 2,040円

3 略

は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 3,150円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 5,250円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 8,400円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 10,500円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 675円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 1,125円

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 1,800円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 2,250円

3 略

議案第23号 白老町生活館条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小西秀延君） 議案第23号の提案を願います。

富川政策推進課長。

○政策推進課長（富川英孝君） 議23—1をお開きください。議案第23号でございます。白老町生活館条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町生活館条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和6年2月20日提出。白老町長。

改正条文の朗読は、省略させていただきます。

附則でございます。この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議23—2をお開きください。議案説明でございます。白老生活館は、昭和54年の供用開始以降、築43年以上が経過し老朽化が著しい状況にあり、今年度に改築工事を行ったことから、各部屋の使用料を新たに設定するため、本条例の一部を改正するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

白老町生活館条例新旧対照表

改正前				改正後				
別表（第10条関係） 使用料金表				別表（第10条関係） 使用料金表				
施設名	部屋名	面積（㎡）	使用料（円 ／1時間）	施設名	部屋名	面積（㎡）	使用料（円 ／1時間）	
白老生活館	集会室	117.72	250	白老生活館	大ホール兼集 会室	70.39	150	
	研修室1号	16.20	50		小ホール兼集 会室	35.19	100	
	研修室2号	16.20	50			儀礼室	58.25	150
（以下 略）					研修室A	17.61	50	
					研修室B	15.65	50	
					和室	22.36	50	
					（以下 略）			

議案第25号 白老町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小西秀延君） 議案第25号の提案を願います。

久保町民課長。

○町民課長（久保雅計君） それでは、議25—1をお開きください。議案第25号でございます。白老町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和6年2月20日提出。白老町長。

改正条文の朗読は、省略させていただきます。

附則です。

(施行期日)

1 この条例は、令和6年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第2条第1号の規定は、施行日以後に医療を受けた日の医療に係る医療費の助成について適用し、同日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

続きまして、議25—2をお開きください。議案説明でございます。子ども医療費について、助成対象者を中学生から高校生まで拡大するため、本条例の一部を改正するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

白老町子ども医療費助成条例新旧対照表

改正前	改正後
(用語の定義) 第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 子ども <u>満15歳</u> に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者をいう。 (2)～(7) 略	(用語の定義) 第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 子ども <u>満18歳</u> に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者をいう。 (2)～(7) 略

議案第26号 白老町介護保険条例の一部を改正する条例の
制定について

○議長(小西秀延君) 議案第26号の提案を願います。

山本高齢者介護課長。

○高齢者介護課長(山本康正君) 議26—1をお開きください。議案第26号 白老町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和6年2月20日提出。白老町長。

議26—3をお開きください。附則でございます。

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例による改正後の白老町介護保険条例第4条及び第6条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

次のページ、議案説明でございます。令和6年度を初年度とする「第9期介護保険事業計画」の策定に基づき、標準段階の9段階から13段階へと多段階化、高所得者の標準乗率の引上げ、低所得者の標準乗率の引下げ等により、低所得者の保険料上昇の抑制を図り、1号被保険者間での所得再配分機能の強化を行うため、本条例の一部を改正するものである。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

白老町介護保険条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(保険料率)</p> <p>第4条 <u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。）の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>36,000円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>50,400円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>54,000円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>64,800円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>72,000円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>86,400円</u></p> <p>ア 合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第4条 <u>令和6年度から令和8年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。）の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>32,400円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>48,800円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>49,200円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>64,200円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>71,300円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>85,600円</u></p> <p>ア 合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定</p>

の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者(生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。)であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ及び第8号イに該当する者を除く。)

(7) 次のいずれかに該当する者 93,600円

ア 合計所得金額が120万円以上210万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))及び次号イに該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 108,000円

ア 合計所得金額が210万円以上320万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)

の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者(生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。)であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。)

(7) 次のいずれかに該当する者 92,700円

ア 合計所得金額が120万円以上210万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 107,000円

ア 合計所得金額が210万円以上320万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)

に係る部分を除く。)に該当する者を除く。)

に係る部分を除く。)、次号イ、第10号イ、
第11号イ又は第12号イに該当する者を
除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 121,200
円

ア 合計所得金額が320万円以上420万
円未満である者であり、かつ、前各号のい
ずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保
険料額についてこの号の区分による額を適
用されたならば保護を必要としない状態と
なるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に
係る部分を除く。)、次号イ、第11号イ又
は第12号イに該当する者を除く。)

(10) 次のいずれかに該当する者 135,500
円

ア 合計所得金額が420万円以上520万
円未満である者であり、かつ、前各号のい
ずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保
険料額についてこの号の区分による額を適
用されたならば保護を必要としない状態と
なるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に
係る部分を除く。)、次号イ又は第12号イ
に該当する者を除く。)

(11) 次のいずれかに該当する者 149,800
円

ア 合計所得金額が520万円以上620万
円未満である者であり、かつ、前各号のい
ずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保
険料額についてこの号の区分による額を適
用されたならば保護を必要としない状態と
なるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に
係る部分を除く。))又は次号イに該当する者

(9) 前各号のいずれにも該当しない者 122,400円

2 略

3 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、21,600円とする。

4 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度における保険料について準用する。この場合において、前項中「21,600円」とあるのは、「32,400円」と読み替えるものとする。

5 第3項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度における保険料について準用する。この場合において、第3項中「21,600円」とあるのは、「50,400円」と読み替えるものとする。

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第6条 略

を除く。)

(12) 次のいずれかに該当する者 164,100円

ア 合計所得金額が620万円以上720万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態になるもの(令第39条第1項第1号イ((1)又は次号に係る部分を除く。))に該当する者を除く。)

(13) 前各号のいずれにも該当しない者 171,200円

2 略

3 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、20,300円とする。

4 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「20,300円」とあるのは、「34,600円」と読み替えるものとする。

5 第3項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度における保険料率について準用する。この場合において、第3項中「20,300円」とあるのは、「48,800円」と読み替えるものとする。

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第6条 略

<p>2 略</p> <p>3 <u>保険料の賦課期日後に次の各号のいずれかに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第5号まで又は第4条第6号から第8号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額との合算額とする。</u></p> <p>(1) <u>令第39条第1項第1号に規定する者(同号イに規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ(1)に規定する者並びに同号ハに規定する者を除く。)</u></p> <p>(2) <u>令第39条第1項第2号ロに規定する者</u></p> <p>(3) <u>令第39条第1項第3号ロに規定する者</u></p> <p>(4) <u>令第39条第1項第4号ロに規定する者</u></p> <p>(5) <u>令第39条第1項第5号ロに規定する者</u></p> <p>(6) <u>第4条第6号イに規定する者</u></p> <p>(7) <u>第4条第7号イに規定する者</u></p> <p>(8) <u>第4条第8号イに規定する者</u></p> <p>4 略</p>	<p>2 略</p> <p>3 <u>保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、口若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ又は第13号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第13号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。</u></p> <p>4 略</p>
--	--

議案第27号 白老町建築基準法の規定に基づく確認申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小西秀延君） 議案第27号の提案を願います。

瀬賀建設課長。

○建設課長（瀬賀重史君） それでは、議27—1をお開きください。議案第27号 白老町建築基準法の規定に基づく確認申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町建築基準法の規定に基づく確認申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和6年2月20日提出。白老町長。

改正文の朗読は省略させていただきます。議27—2をお開き願います。附則でございます。この条例は、令和6年4月1日から施行する。

次のページ、議27—3をお開き願います。議案説明でございます。令和6年4月1日付にて施行予定の北海道建設部手数料条例の一部改正に伴い、北海道の手数料に準拠している白老町の手数料を同様に改めるため、本条例の一部を改正するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

白老町建築基準法の規定に基づく確認申請手数料等徴収条例新旧対照表

改正前		改正後	
(手数料の種類及び金額)		(手数料の種類及び金額)	
第2条 建築物に係る確認申請その他の事務について徴収する手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。		第2条 建築物に係る確認申請その他の事務について徴収する手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。	
(1) <u>法第6条第1項又は第18条第2項(これらの規定を法第87条第1項において準用する場合を含む。)</u> の規定に基づく建築物の確認申請手数料 1件につき、次の表に掲げる額		(1) 法第6条第1項又は第18条第2項の規定に基づく建築物の確認申請手数料 1件につき、次の表に掲げる額	
床面積の合計	手数料の額	床面積の合計	手数料の額
30平方メートル以内のもの	<u>12,000円</u>	30平方メートル以内のもの	<u>14,000円</u>
30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	<u>19,000円</u>	30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	<u>21,000円</u>
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	<u>28,000円</u>	100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	<u>32,000円</u>
200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	<u>37,000円</u>	200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	<u>42,000円</u>
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	<u>73,000円</u>	500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	<u>82,000円</u>
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	<u>100,000円</u>	1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	<u>110,000円</u>
2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	<u>190,000円</u>	2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	<u>220,000円</u>

トル以内のもの	
5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	<u>310,000円</u>
1万平方メートルを超え、2万平方メートル以内のもの	<u>450,000円</u>
2万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの	<u>620,000円</u>
5万平方メートルを超えるもの	<u>840,000円</u>

(2) 略

(3) 法第6条第5項、第6条の2第3項又は第18条第4項の規定に基づく構造計算適合性判定手数料

ア 法第20条第2号イに規定する方法による場合 1件につき 150,000円

イ 法第20条第2号イ又は第3号イに規定するプログラムによる場合 1件につき 100,000円

(4) 法第7条第4項又は第18条第15項の規定に基づく建築物の完了検査申請手数料 1件につき、次の表に掲げる額

床面積の合計	手数料の額
30平方メートル以内のもの	<u>13,000円</u>
30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	<u>16,000円</u>
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	<u>19,000円</u>
200平方メートルを超	<u>26,000円</u>

トル以内のもの	
5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	<u>370,000円</u>
1万平方メートルを超え、2万平方メートル以内のもの	<u>530,000円</u>
2万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの	<u>740,000円</u>
5万平方メートルを超えるもの	<u>1,000,000円</u>

(2) 略

(3) 法第6条第5項、第6条の3第1項又は第18条第4項の規定に基づく構造計算適合性判定手数料

ア 法第20条第1項第2号イに規定する方法による場合 1件につき 180,000円

イ 法第20条第1項第2号イ又は第3号イに規定するプログラムによる場合 1件につき 130,000円

(4) 法第7条第4項又は第18条第17項の規定に基づく建築物の完了検査申請手数料 1件につき、次の表に掲げる額

床面積の合計	手数料の額
30平方メートル以内のもの	<u>15,000円</u>
30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	<u>18,000円</u>
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	<u>22,000円</u>
200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	<u>31,000円</u>

え、500平方メートル以内のもの	
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	<u>48,000円</u>
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	<u>67,000円</u>
2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	<u>110,000円</u>
5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	<u>160,000円</u>
1万平方メートルを超え、2万平方メートル以内のもの	<u>240,000円</u>
2万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの	<u>330,000円</u>
5万平方メートルを超えるもの	<u>500,000円</u>

- (5) 法第88条第1項又は第2項において準用する同法第7条第4項又は第18条第15項の規定に基づく工作物の完了検査申請手数料 1件につき 14,000円
- (6) 法第42条第1項第5号の規定に基づく道路の位置の指定の申請手数料 1件につき 33,000円
- (7) 法第85条第4項の規定に基づく仮設建築物建築許可申請手数料 1件につき 120,000円
- (8) 法第86条第1項に基づく総合的設計による一団地の建築物の特例認定申請手数料
ア 建築物の数が二のとき1件につき 84,0

500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	<u>57,000円</u>
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	<u>79,000円</u>
2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	<u>130,000円</u>
5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	<u>190,000円</u>
1万平方メートルを超え、2万平方メートル以内のもの	<u>270,000円</u>
2万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの	<u>390,000円</u>
5万平方メートルを超えるもの	<u>570,000円</u>

- (5) 法第88条第1項又は第2項において準用する同法第7条第4項又は第18条第17項の規定に基づく工作物の完了検査申請手数料 1件につき 14,000円
- (6) 法第42条第1項第5号の規定に基づく道路の位置の指定の申請手数料 1件につき 74,600円
- (7) 法第85条第6項又は法第87条の3第6項の規定に基づく仮設建築物建築許可申請手数料 1件につき 130,000円
- (8) 法第86条第1項に基づく総合的設計による一団地の建築物の特例認定申請手数料
ア 建築物の数が二のとき1件につき 94,

<u>00円</u>	<u>400円</u>
イ 建築物の数が三以上のとき1件につき <u>84,000円</u> に二を超える建築物の数に <u>33,600円</u> を乗じて得た額を加算した額	イ 建築物の数が三以上のとき1件につき <u>94,400円</u> に二を超える建築物の数に <u>37,500円</u> を乗じて得た額を加算した額
(9) 法第86条第2項に基づく既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例認定申請手数料	(9) 法第86条第2項に基づく既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例認定申請手数料
ア 建築物(法第86条第2項に基づく既存建築物を除く。)の数が一の時1件につき <u>84,000円</u>	ア 建築物(法第86条第2項に基づく既存建築物を除く。)の数が一の時1件につき <u>94,400円</u>
イ 建築物(法第86条第2項に基づく既存建築物を除く。)の数が二以上のとき1件につき <u>84,000円</u> に一を超える建築物の数に <u>33,600円</u> を乗じて得た額を加算した額	イ 建築物(法第86条第2項に基づく既存建築物を除く。)の数が二以上のとき1件につき <u>94,400円</u> に一を超える建築物の数に <u>37,500円</u> を乗じて得た額を加算した額
(10) 法第86条の2第1項に基づく同一敷地内建築物以外の建築物の建築認定申請手数料	(10) 法第86条の2第1項に基づく同一敷地内建築物以外の建築物の建築認定申請手数料
ア 建築物(同一敷地内建築物を除く。)の数が一の時1件につき <u>84,000円</u>	ア 建築物(同一敷地内建築物を除く。)の数が一の時1件につき <u>94,400円</u>
イ 建築物(同一敷地内建築物を除く。)の数が二以上のとき1件につき <u>84,000円</u> に一を超える建築物の数に <u>33,600円</u> を乗じて得た額を加算した額	イ 建築物(同一敷地内建築物を除く。)の数が二以上のとき1件につき <u>94,400円</u> に一を超える建築物の数に <u>37,500円</u> を乗じて得た額を加算した額
(11) 法第86条の5第1項に基づく複数建築物の認定の取消し申請手数料 1件につき <u>7,700円</u> に現に存する建築物の数に <u>14,400円</u> を乗じて得た額を加算した額	(11) 法第86条の5第1項に基づく複数建築物の認定の取消し申請手数料 1件につき <u>16,200円</u> に現に存する建築物の数に <u>13,500円</u> を乗じて得た額を加算した額

議案第29号 白老町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(小西秀延君) 議案第29号の提案を願います。

大黒副町長。

○副町長(大黒克巳君) それでは、議29—1をお開きください。議案第29号 白老町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和6年2月20日提出。白老町長。

改正条文の朗読は、省略させていただきます。

附則でございます。この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議29—2をお開きください。議案説明でございます。令和5年5月26日公布の生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律により水道法が一部改正されたことに伴い、水道法等による権限を厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管されたため、本条例の一部を改正するものであります。

また、平成22年12月から時限的に進めてきた水道料金の減額措置について、本年度末をもって期間終了を迎えるところではありますが、物価高騰による町民及び事業者の経済的な負担軽減を図るべく、減額期間を1年間延長するため、本条例の一部を改正するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

白老町水道事業給水条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(用語の定義)</p> <p>第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 「給水装置工事」とは、給水装置の新設、増設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去工事をいう。</p> <p>(3) 及び(4) 略</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第37条の2 略</p> <p>2 町長は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 「給水装置工事」とは、給水装置の新設、増設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去工事をいう。</p> <p>(3) 及び(4) 略</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第37条の2 略</p> <p>2 町長は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限</p>

<p>りではない。</p> <p>附 則</p> <p>1～9 略</p> <p>附則別表（附則第9項関係）</p> <p>※別表詳細 略</p>	<p>りではない。</p> <p>附 則</p> <p>1～9 略</p> <p><u>10 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に限り、第26条中「別表第2」とあるのは「附則別表」とする。</u></p> <p>附則別表（附則第10項関係）</p> <p>※別表詳細 略</p>
---	---

議案第31号 白老町学校給食費条例の一部を改正する条例
の制定について

○議長（小西秀延君） 議案第31号の提案を願います。

鈴木学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木徳子君） 議案第31号でございます。議31—1をお開きください。白老町学校給食費条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町学校給食費条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和6年2月20日提出。白老町長。

改正条文の朗読は、省略いたします。

附則でございます。この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議31—2をお開きください。議案説明です。子育て世帯の負担軽減に向けた積極的な支援策として、学校給食費の無償化を実施することができるよう規定するため、本条例の一部を改正するものである。

新旧対照表の朗読は、省略いたします。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

白老町学校給食費条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>（給食費の減免）</p> <p>第7条 町長は、特に必要があると認めるときは、給食費を減免することができる。</p>	<p>（給食費の減免）</p> <p>第7条 町長は、<u>第4条の規定にかかわらず、特に必要があると認める場合において、規則で定めるところにより給食費を減免することができる。</u></p> <p>（給食費の無償化）</p> <p>第8条 町長は、<u>第4条の規定にかかわらず、特に必要があると認める場合において、規則で定める</u></p>

(委任) 第8条 略	(委任) 第9条 略
---------------	---------------

議案第32号 白老町消防手数料徴収条例の一部を改正する
条例の制定について

○議長（小西秀延君） 議案第32号の提案を願います。

本間消防予防課長。

○消防予防課長（本間 等君） 議32—1をお開きください。議案第32号 白老町消防手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町消防手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和6年2月20日提出。白老町長。

以下、条文にあつては朗読を省略させていただきます。

附則でございます。この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議32—2をお開きください。議案説明でございます。直近の人件費単価及び消費者物価指数の変動に加え、審査1件あたりの審査時間の増加に伴い、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」の一部が改正され、危険物を取り扱う貯蔵所に係る許可申請手数料の標準が見直されたことから、本町における当該手数料についてもこれに準拠するため、本条例の一部を改正するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

白老町消防手数料徴収条例新旧対照表

改正前						改正後					
別表（第2条関係）抜粋						別表（第2条関係）抜粋					
手数料の種類	区分				手数料の額	手数料の種類	区分				手数料の額
(2)	法第11条第1項前段の規定による設置の許可申	貯蔵所	浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上	118万円	(2)	法第11条第1項前段の規定による設置の許可申	貯蔵所	浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上	145万円
			（浮き屋根貯槽に自己支持形円すい屋根、支持形円すい屋根	5,000キロリットル未満のもの					（浮き屋根貯槽に自己支持形円すい屋根、支持形円すい屋根	5,000キロリットル未満のもの	
			危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上	141万円					危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上	172万円	

請手 数料	(CRT)及 び自己支 持形球面 屋根 (DRT)を 取り付け たものは 除く。)及 び浮き 蓋付特定 屋外タン ク貯蔵所	1万キロリッ トル未満のも の		請手 数料	(CRT)及 び自己支 持形球面 屋根 (DRT)を 取り付け たものは 除く。)及 び浮き 蓋付特定 屋外タン ク貯蔵所	1万キロリッ トル未満のも の	
		危険物の貯蔵 最大数量が	159万 円			危険物の貯蔵 最大数量が	192万 円
		1万キロリッ トル以上5万 キロリットル 未満のもの				1万キロリッ トル以上5万 キロリットル 未満のもの	
		危険物の貯蔵 最大数量が	195万 円			危険物の貯蔵 最大数量が	236万 円
		5万キロリッ トル以上10万 キロリットル 未満のもの				5万キロリッ トル以上10万 キロリットル 未満のもの	
		危険物の貯蔵 最大数量が	227万 円			危険物の貯蔵 最大数量が	274万 円
		10万キロリッ トル以上20万 キロリットル 未満のもの				10万キロリッ トル以上20万 キロリットル 未満のもの	
危険物の貯蔵 最大数量が	455万 円	危険物の貯蔵 最大数量が	564万 円				
20万キロリッ トル以上30万 キロリットル 未満のもの		20万キロリッ トル以上30万 キロリットル 未満のもの					
危険物の貯蔵 最大数量が	582万 円	危険物の貯蔵 最大数量が	724万 円				
30万キロリッ トル以上40万 キロリットル 未満のもの		30万キロリッ トル以上40万 キロリットル 未満のもの					
危険物の貯蔵 最大数量が	707万 円	危険物の貯蔵 最大数量が	879万 円				
40万キロリッ トル以上		40万キロリッ トル以上					

○議長（小西秀延君） 次の議案の前にお諮りします。

予算議案の提案についてであります。第1表、歳入歳出予算、第2表、債務負担行為、第3表、地方債の朗読は、議案説明会において説明されておりますので、省略させることとしてよろしいかお諮りします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） ご異議なしと認めます。
それでは、そのように取り扱うことといたします。

議案第8号 令和6年度白老町一般会計予算

○議長（小西秀延君） 議案第8号の提案を願います。

増田企画財政課長。

○企画財政課長（増田宏仁君） それでは、別冊の令和6年度白老町一般会計予算書をお手元にご用意願います。それでは、1ページをお開きください。議案第8号 令和6年度白老町一般会計予算。

令和6年度白老町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ115億8,000万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（地方債）

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

（一時借入金）

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、25億円と定める。

（歳出予算の流用）

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）各項に計上した報酬、給料、職員手当等、共済費及び旅費（報酬及び旅費は、会計年度任用職員に係るものに限る。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和6年2月20日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第9号 令和6年度白老町国民健康保険事業特別会計予算

○議長（小西秀延君） 議案第9号の提案を願います。

久保町民課長。

○町民課長（久保雅計君） それでは、別冊の特別会計予算となります。議案第9号をお開きください。議案第9号でございます。令和6年度白老町国民健康保険事業特別会計予算。

令和6年度白老町の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ22億7,600万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、9億円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

(2) 各項に計上した報酬、給料、職員手当等、共済費及び旅費(報酬及び旅費は、会計年度任用職員に係るものに限る。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和6年2月20日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第10号 令和6年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算

○議長(小西秀延君) 議案第10号の提案を願います。

久保町民課長。

○町民課長(久保雅計君) それでは、議案第10号をお開きください。議案第10号でございます。令和6年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算。

令和6年度白老町の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億1,020万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和6年2月20日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第11号 令和6年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算

○議長(小西秀延君) 議案第11号の提案を願います。

工藤経済振興課長。

○経済振興課長(工藤智寿君) 議案第11号でございます。令和6年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算。

令和6年度白老町の港湾機能施設整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,430万8,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,400万円と定める。

令和6年2月20日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第12号 令和6年度白老町介護保険事業特別会計予算

○議長(小西秀延君) 議案第12号の提案を願います。

山本高齢者介護課長。

○高齢者介護課長(山本康正君) 議案第12号 令和6年度白老町介護保険事業特別会計予算。

令和6年度白老町の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ24億5,612万2,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

(2) 各項に計上した報酬、給料、職員手当等、共済費及び旅費(報酬及び旅費は、会計年度任用職員に係るものに限る。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和6年2月20日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第13号 令和6年度白老町水道事業会計予算

○議長(小西秀延君) 議案第13号の提案を願います。

大黒副町長。

○副町長(大黒克己君) それでは、別冊の水道事業会計予算書をご用意ください。1ページ目をお開き願います。議案第13号 令和6年度白老町水道事業会計予算。

(総則)

第1条 令和6年度白老町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数 8,835戸。

(2) 年間総給水量 205万6,317立方メートル。

(3) 1日平均給水量 5,633立方メートル。

(4) 主要な建設改良事業、配水施設改良事業8,712万円。浄水施設整備事業2,321万円。

2ページをお開きください。

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第1款水道事業収益3億6,392万8,000円。各項は記載のとおりでございます。

支出、第1款水道事業費用3億5,588万4,000円。各項は記載のとおりでございます。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億4,964万4,000円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,543万2,000円、損益勘定留保資金1億3,421万2,000円で補てんするものとする。

収入、第1款資本的収入1億円。第1項は記載のとおりであります。

支出、第1款資本的支出2億4,964万4,000円。各項は記載のとおりであります。

3ページになります。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、老朽管更新事業、限度額7,900万円。浄水施設整備事業、限度額2,100万円。起債の方法、利率及び償還の方法については記載のとおりであります。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、5,000万円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 水道事業費用のうち、営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用。

(2) 資本的支出のうち、建設改良費及び企業債償還金の間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費6,122万円。

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、6,490万円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、3,139万1,000円と定める。

令和6年2月20日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第14号 令和6年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算

○議長（小西秀延君） 次に、議案第14号に入りますが、この議案については昨日3月6日付で町長から議案の差し替えの申出がありました。本件の取扱いについては、本日会議前に開催した議会運営委員会において承認されておりますが、議案提案の前に差し替えの理由等について説明の申出がありますので、これを許可いたします。

大塩町長。

○町長（大塩英男君） 議案第14号 令和6年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算の議案の一部差し替えについてご説明をさせていただきます。

令和6年2月20日提出の令和6年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算の議案につきましては、2月21日開催の議案説明会において予算の内容についてご説明を申し上げたところでございます。その後予算案の内容を確認したところ、本来予算の議案に計上しなければならない事項が欠落していたということが判明いたしました。そういったことを含めて改めて追記の上、修正を行うものでございます。このような事態が生じたことにつきましておわびを申し上げます。

修正内容につきましては、この後担当よりご説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（小西秀延君） 村上病院事務長。

○病院事務長（村上弘光君） 町長から説明がございました。令和6年度白老町立国民健康保険病院事業会計の予算の議案につきましては、2月21日開催の議案説明会において歳入、歳出予算の内容についてご説明申し上げたところでございます。しかしながら、その後2項目につきまして修正が発生したということで順にご説明申し上げたいと思っております。

まず、予算書を開いていただいて3ページでございます。新病院の改築工事につきましては令和6年度内の竣工を控えているということでございます。地方公営企業法第33条の第2項の規定に基づきまして地方公営企業の用に供する重要な資産の取得があるときは予算で定めることとなっております。新病院の建物、構築物、また器械備品の取得、これが令和6年度に控えているということで、これを予算書の条文に載せなくてはならなかったということでございます。このたび3ページ目の第10条の下、第11条が今回追記修正を行い、重要な資産の取得及び処分を今回の修正を行うということでございます。

続きまして、2項目め、7ページ目から11ページ目の給与費明細書でございます。7ページ目の給与費明細書を御覧いただきます。一番上段に総括で上段に職員数と給与費、手当の金額内訳が書いている表がございます。職員数の欄に一般職で、実はこのたび理事職、これ身分が

特定任期付職員1名となっております。また、事務職が2名増員ということで、これは事項別明細書で訂正をさせていただいた部分ですが、この理事職1名、事務職2名の職員数3名について職員数の人数に記載が入っていなかったということで、このたび修正の上、改めてご提案させていただくということでございます。

なお、8ページ目の2番目、給料及び手当の増減額の明細、こちらには理事職、事務職の内訳を今回修正してございます。

また、10ページ目でございます。級別の標準的な職務内容ですが、こちらに理事職、行政職とは違まして理事職で1行、特定任期付職員ということで追記させていただいております。なお、理事職の給料につきましては各級ではなくて各号俸で1号俸から5号俸までで、今回町立病院の採用予定の理事職については2号俸目に記載してございます。

以上、2項目の追記でございます。病院会計の予算につきましては、今回度重なる修正が相次いでいることを誠に大変申し訳なく思っております。このたびは大変申し訳ございませんでした。よろしく願いいたします。

○議長（小西秀延君） それでは、改めて議案第14号の提案を願います。

村上病院事務長。

○病院事務長（村上弘光君） それでは、別冊子の白老町立国民健康保険病院事業会計予算書、議案第14号をお開きください。議案第14号 令和6年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算。

（総則）

第1条 令和6年度白老町立国民健康保険病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

（1）病床数 48床。

（2）年間患者数、入院 9,490人。外来 3万375人。

（3）1日平均患者数、入院 26人。外来 125人。

（収益的収入及び支出）

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第1款病院事業収益11億3,918万円。各項は記載のとおりとなっております。

支出、第1款病院事業費用11億2,863万円。各項は記載のとおりとなっております。

2ページ目をお開き願います。

（資本的収入及び支出）

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,055万円は当年度分損益勘定留保資金1,055万円で補てんするものとする。

収入、第1款資本的収入2億2,870万円。各項は記載のとおりでございます。

支出、第1款資本的支出2億3,925万円。各項は記載のとおりでございます。

（企業債）

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、町立病院改築事業（病院改築事業分）限度額9,120万円。町立病院改築事業（介護医療院整備事業分）1,740万円。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

（一時借入金）

第6条 一時借入金の限度額は、6億200万円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）病院事業費用のうち、医業費用、医業外費用及び特別損失の間の流用。

3ページ目をお開きください。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

（1）給与費5億8,361万4,000円。

（2）交際費38万6,000円。

（他会計からの補助金）

第9条 病院事業の運営に要する経費について、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、4億844万8,000円と定める。

（たな卸資産購入限度額）

第10条 たな卸資産購入限度額は、4,596万8,000円と定める。

（重要な資産の取得及び処分）

第11条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

（1）取得する資産、種類、建物、構築物、器械備品。名称、数量につきましては、記載のとおりとなっております。各一式でございます。

令和6年2月20日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第15号 令和6年度白老町下水道事業会計予算

○議長（小西秀延君） 議案第15号の提案を願います。

大黒副町長。

○副町長（大黒克巳君） それでは、下水道事業会計予算書の1ページをお開きください。議案第15号 令和6年度白老町下水道事業会計予算。

（総則）

第1条 令和6年度白老町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

（1）年間総処理水量 218万5,906立方メートル。

（2）1日平均処理水量 5,989立方メートル。

(3) 排水区域面積 842ヘクタール。

(4) 主要な建設改良事業、公共下水道事業 2億1,471万2,000円。

2ページをお開きください。

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第1款下水道事業収益11億109万1,000円。各項は記載のとおりでございます。

支出、第1款下水道事業費用10億5,652万9,000円。各項は記載のとおりでございます。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億2,436万4,000円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額580万2,000円、損益勘定留保資金3億1,856万2,000円で補てんするものとする。

収入、第1款資本的収入3億3,779万4,000円。各項は記載のとおりでございます。

支出、第1款資本的支出6億6,215万8,000円。各項は記載のとおりでございます。

続いて、3ページに入ります。

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項、水洗便所改造資金利子補給、期間、令和7年度より令和10年度、限度額10万円。

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、公共下水道事業債、限度額4,210万円。起債の方法、利率及び償還の方法については記載のとおりでございます。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、10億円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 下水道事業費用のうち、営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用。

(2) 資本的支出のうち、建設改良費及び企業債償還金の間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費5,624万8,000円。

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は4億4,441万3,000円である。

令和6年2月20日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（小西秀延君） ただいま議案第8号から第15号までの各会計予算8件とこれに関連する議案12件、合わせて20件について議案の提案が終わりました。

ここでお諮りいたします。これら令和6年度各会計予算とこれに関連する議案を本会議で審議することは困難であると思われま

そこで、慣例により議長を除く議員全員による予算等審査特別委員会を設置し、これに付託の上、慎重審議を行うことが適切と考えま

よって、ここに特別委員会を設置したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） ご異議なしと認めま

議長を除く議員全員による予算等審査特別委員会を設置することに決定いたしました。

なお、この特別委員会に付託する案件は、議案第8号から第15号までの令和6年度各会計予算8件と関連議案12件、合わせて20件であります。これを一括して同特別委員会に付託し、審査することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） ご異議なしと認めま

よって、ただいま申し上げました議案20件を同特別委員会に付託することに決定いたしました。

次に、委員会条例第7条第2項の規定により特別委員会では委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選をお願いします。

この際暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時48分

再開 午後 1時48分

○議長（小西秀延君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎諸般の報告について

○議長（小西秀延君） この際諸般の報告をいたしま

ただいま休憩中に特別委員会が開催され、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に参りましたので、報告いたしま

委員長に貳又聖規議員、副委員長に森山秀晃議員、付託案件の審査方よろしく願ひいたしま

◎散会の宣告

○議長（小西秀延君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

ここであらかじめ通知いたします。本会議は明日8日10時から引き続き再開いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

（午後 1時49分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 小 西 秀 延

署 名 議 員 飛 島 宣 親

署 名 議 員 広 地 紀 彰

署 名 議 員 水 口 光 盛